

平成24年2月

城南衛生管理組合議会議定例会

会 議 録

平成24年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成24年2月16日

午前10時 開議

1 出席議員

鷹野雅生	議員
田辺勇氣	議員
細見勲	議員
山本邦夫	議員
上林昌三	議員
原田周一	議員
岡田久雄	議員
村田忠文	議員
太田健司	議員
阪部正博	議員
増田貴	議員
若山憲子	議員
島宏樹	議員
塚本五三藏	議員
浅見健二	議員
石田正博	議員
片岡英治	議員
河上悦章	議員
坂下弘親	議員
西川博司	議員
水谷修	議員
矢野友次郎	議員

2 説明のため出席した者

久保田 勇	管理者
橋本 昭男	副管理者
明田 功	副管理者
坂本 信夫	副管理者
奥田 光治	副管理者
汐見 明男	副管理者
竹内 啓雄	専任副管理者
稲石 義一	事業部長
浅田 清晴	施設部長
革島 昇治	会計管理者
清水 孝一	総務課長
杉崎 雅俊	財政課長

長 村 優	広報情報課長
伊 庭 利 夫	業務課長
川 島 修 啓	施設課長
森 内 富 雄	クリーンピア沢所長
福 井 均	クリーン21長谷山所長
辻 巧	折居清掃工場長
西 村 憲 司	エコ・ポート長谷山所長
大 田 博 之	奥山リユースセンター所長
西 山 正 和	グリーンヒル三郷山所長
福 西 博	新折居清掃工場建設推進課長

3 職務のため議場に出席した職員

宇 野 敏 彦	議会事務局長
橋 本 哲 也	財政課係長

4 議事日程

日程第 1	諸報告
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4	議案第1号 城南衛生管理組合専任副管理者の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 5	議案第2号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 6	議案第3号 平成23年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)
日程第 7	議案第4号 平成24年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 8	休会について

5 会議に付議した事件

日程第1～日程第8

午前10時 開会

○河上悦章議長 おはようございます。ただ今の出席議員数は、22人全員であります。既に定足数に達しておりますので、2月定例会は成立をいたしました。

これより平成24年2月、城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告

○河上悦章議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第199条第4項、同条第9項の規定による定期監査の結果並びに地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果2件につきましては、それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 会議録署名議員の指名

○河上悦章議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長において、山本邦夫議員、塚本 五三蔵議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○河上悦章議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

○河上悦章議長 おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月28日までの42日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期、定例会の会期は、42日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号、城南衛生管理組合専任副管理者の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○河上悦章議長 次に、日程第4、議案第1号、城南衛生管理組合専任副管理者の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。 久保田管理者

○久保田 勇管理者(登壇) おはようございます。本日ここに平成24年2月城南衛生管理組合議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様には、お忙しい中、御参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

ただ今議題となりました議案第1号、城南衛生管理組合専任副管理者の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、お手元に配布をいたしております議案第1号資料に基づきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本組合の特別職及び議員の報酬等につきましては、これまで構成市町の改定状況や社会経済情勢を考慮しながら必要の都度、改定を行って参ったところでございます。今回につきましても、去る平成24年1月11日に特別職報酬等審議会に諮問をさせていただきまして、1月23日に、お手元議案資料2ページのとおり、答申をいただきました。この答申の内容を尊重するなか、組合の常勤特別職でございます専任副管理者の退職手当の改定につきまして御提案をいたすものでございます。専任副管理者の退職手当の額につきましては、条例第3条第1項に退職の日における給料月額に在職年数を乗じて得た額に、100分の350を乗じて得た額といたしておりますが、この乗じる率を1割減じまして、100分の315に改定いたしますとともに、構成市町の規定との均衡を図りますため、在職期間に1年未満の端数のある場合又は在職期間が6月以上1年未満である場合の算出方法に関する規定を第2項に追加をし、第2条に在職期間が6月に満たない場合、基本的に支給しない規定を加えまして、入念するものでございます。これにより、任期4年が満了

した場合の退職手当は95万2千円、10パーセントの減額となるものでございます。

なお、改定の実施日は、可及的速やかに実施する旨の答申を受けておりますので、公布の日からと致しております。よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。山本議員

○山本邦夫議員 1点だけ教えていただきたいのですが、議案第1号資料の中で、特別職報酬等審議会答申の抜粋の資料を付けていただいています、先程の専任副管理者の話については、概ね分かるのですが、その中で答申の資料の中で、その他に専任副管理者の給与及び退職手当についてという中で、今回の措置以外に専任副管理者の地域手当の適用の問題が言及されていて、今後、給料月額との調整を含めて、そのあり方を検討すべきというのが書かれています。それから議員に関連するところで、これは理事者に聞くのがいいのか、どうかというのはあるのですが、議員の費用弁償と報酬についても書かれています、費用弁償の報酬への1本化も含めて、そのあり方を検討すべきというふうに書かれています。実施時期についてということで、退職手当の問題については、可及的速やかに実施することが適当とあって、今回の措置になったんだと思うのですが、今、お聞きした2つの点ですね、地域手当の適用の問題について、どういうふうに今後検討していくのか、それとも地域手当の適用そのものをするか、どうかという、そこの考え方ですね、その点について。それから議員の費用弁償を報酬への1本化。それについては、議会とはどのようにされていくのか、議長さんここにおられますけれども、議会の中での調整というのもあると思いますけれども、取りあえず理事者の方からお答え下さい。

○河上悦章議長 稲石事業部長

○稲石義一事業部長（登壇） 山本議員の特別職報酬等審議会答申に係りますご質問にお答えを申し上げます。先ず地域手当の支給についてでございますが、常勤特別職の給料の額は、本来、各種手当支給を除く給料月額の比較で議論すべきであるとの意見が、審議会では大勢を占めたところでございます。仮に地域手当支給をなくす場合は、その相当額を給料月額に加算するという方法も含めて、今後そのあり方を検討すべきとされたところでございます。因みに構成市町における特別職への地域手当の支給の状況でございますが、2市1町で支給をされており、1市2町では不支給となっております。次に議員の費用弁償についてでございますが、全国の類似団体調査におきましては、6割の団体が支給されておりましたが、構成市町におきましては、1市以外は不支給となっていることから、報酬への1本化も含めて、そのあり方を検討すべきとされたところでございます。この2点の検討課題につきまして、今後どのように考えているのかとのお尋ねでございますが、組合と致しましても審議会の答申内容を真摯に受け止め、次年度以降の重要課題として、更なる

情報収集に努めるなど、前向きに検討して参る所存でございます。そして然るべき時期に議会にもご相談を申し上げた上で、審議会に諮問をお願いいたしたく存じておりますので、よろしくご理解をお願いを申し上げます。

○河上悦章議長 山本委員

○山本邦夫議員 地域手当の件については分かりました。後、議員の報酬と費用弁償について云えば、議会選出の議員ということもあって、本体の議会では我々は報酬を受けている訳で、そういう点では一部事務組合の報酬そのものがどうなのかという議論も一方ではあるので、ただ、広域であるということもあって、その場合には報酬をなくして、費用弁償のみにするという考え方もあるでしょうし、それから費用弁償とプラス一部事務組合での報酬に更にそこに費用弁償ということになると、二重支給という指摘もありますから、その点は、僕自身は費用弁償をなくするか、報酬をなくして費用弁償一本化するか。ただ、多様な意見はあると思いますけれども、これはむしろするという事よりも、理事者は理事者で検討されるでしょうけれども、議会の内部での調整というのもし一定いるのかなと、これはむしろ議長さんに要望しときますので、以上です。

○河上悦章議長 要望ということですね。他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

○河上悦章議長 これより討論に入ります。

○河上悦章議長 討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

○河上悦章議長 これより議案第1号を採決致します。第1号議案を可決するに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○河上悦章議長 起立全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○河上悦章議長 次に、日程第5、議案第2号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） ただ今議題となりました、議案第2号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを、お手元に配布いたしております議案第2号資料に基づきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成18年の地方自治法の改正によりまして、特別職でございます収入役制度が廃止をされ、改正後は、長が一般職から会計管理者を任命し、従前の収入役の職務権限を引き継ぎ、会計出納事務を行うこととなりましたことから、当組合におきましても、平成19年4月1日の施行により、組合規約の変更、会計管理者の補助組織設置規則の改正等の必要な規定整備を行いまして、現に在職致しました収入役が退任をされましたのち、平成21年4月1日付けで会計管理者を任命いたしますとともに職務の級を7級に格付けを致したところでございます。今回の改正内容につきましては、会計管理者の権限に属する事務など職責に変更は生じないものでございますが、この間の行政改革の成果を踏まえ、組合の組織規模を勘案し、今後の適切な人事配置を可能と致しますため、職務の級を位置付けております級別職務分類表の改正を行うものでございます。改正の内容でございますが、会計管理者の給料を現行の7級のみから、6級又は7級に格付けできるように改正をするものでございます。

この改正の実施日は、平成24年4月1日からと致すものでございます。よろしく御審議を頂き、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。山本議員

○山本邦夫議員 議案の資料の中で、級別職務分類表がありますので、それについて、ここで表現上の問題で新たに追加されている部分で7級のところで、部長若しくは理事の職務又はこれらの職務に相当する職務として規則で定める職務というのは、先程の管理者の説明で会計管理者、7級又は6級に位置付けできるようにということで、この表現の中に会計管理者の職務の部分が入ってくるのかなと思っておりますが、それ以外の者は何か、ここの表現だと職務に相当する者ということで云えば、よく取り上げられる訳ですが、ここの解釈というのはどういうふうに、どういう者が考えられるのか。それから会計管理者の職務ということで云うと、予算の執行上、そこに不適正な執行がないようにお金の支出の面で、会計管理をしていくという特別の意味のある最終のチェックの機能があると思っておりますけれども、その上では従来は特別職として収入役として位置付けていた、それが法改正の基で会計管理者として変わってきた訳ですけども、更にここで7級又は6級でも可能だというふうになった時に、その会計管理者の位置づけというのが低められないのか、先程指摘したように、不適正な支出に対してチェックをしていく機能を考えた時に、やはりそれは対等の権限を持った者で、例えば給与上は上下にある、いわゆる上司みたいな、そういうことで曖昧に済まされることがあってはならないと思うし、対等にそれをきちんと持っているべき、例えば独立性を担保する必要があると思うのですけれども、そういう点では、少しこの数年間で大きくこの位置付けが、数年前までは特別

職だった者が6級でも可ということになってくることに、そこの急激な物凄い長い期間が経っていれば別ですけれども、そのあたりの位置付けが段々軽くなっていることに対して、懸念を持つのですけれども、その点について会計管理者の位置付けというのを、そのあたりお聞かせ下さい。それから、1級から7級の各職務の級ごとの現在の人数を教えてください。以上です。

○河上悦章議長 竹内専任副管理者

○竹内啓雄専任副管理者 会計管理者の位置付けとその他の山本議員からのご質問に対してお答えを申し上げます。先ず最初にございました今回の条例改正の内容の部分で、7級のところにその他これに相当する職務で、規則で定める者という規定をしておりますが、現在のところ規則で定める職務を会計管理者として規則で定める予定にしておりまして、それ以外を定める予定はございません。加えて申し上げますと、これまでこの給与条例につきましては、それぞれの級のところに、これらに相当する職務と、こういうふうな規定がございましたが、こういった規定がいわゆるワタリの根拠になるのではないかとというようなこともございまして、そういう相当職という規定はこれまでの改正で是正をしておりますが、今回は、これらに相当する職務として規則で定める職という形で、規則で明確に定めるということで、条例ではございませんけれども、常に条例と規則一体で、何級にどういった職があるかということを明記する形にしておりますので、従前の例を復活させたということではございませんので、その点につきましては、念のためご了承を頂きたいと、このように思っております。位置付けについてでございますが、これは基本的には会計管理者の職務につきまして、あるいは権限につきましては、地方自治法上規定されております。これは必ず置かなければならない職と。しかも議員ご指摘のように執行機関をチェックするという機関でございまして非常に重要な機関でございまして、従いまして、会計管理者の位置づけというのは変わってございません。ただ、特別職であった出納長が廃止されて確かに年数が経ってございせんけれども、特別職である出納長が、収入役、すいません。訂正を致します。収入役が廃止されました経緯というのは、永年の制度の中で収入役が本来の収入役の職務だけではなしに、いわゆる市長さんであるとか、町長さんであるとか、そういう特別職と同じような業務にずいぶんになっていると、こういうような部分もございまして、純粹に会計事務に特化したようなそういうチェック機関という形で会計管理者制度というふうに変ったこともございまして、そういった意味では従前の特別職である収入役が、全く同じ職務で会計管理者になったということではないというような改正の経過もございまして、そういう中で新たに会計管理者という者が設置をされて、その設置された以上、改正以降今日まで会計管理者の職務というのは変わってございません。今回の条例改正を提案させて頂きました理由につきましては、先程管理者の方から提案説明いたしましたとおり、我々のそれぞれの職務をどの級に位置付けるかということは、それぞれの職責、経験と併せまして、その組織規模、そして総合的な人員配置等々の中でやはり決定していきたいと、こういったこともご

ざいまして、現在最上位7級に位置付けております会計管理者も6級に位置付けられるように、今、改正しようというものでございます。そういう趣旨でございます。各級の構成人員等の内容につきましては、部長の方から答えさせていただきます。

○河上悦章議長 稲石事業部長

○稲石義一事業部長 級別職員数について、お答えを申し上げます。平成24年1月1日現在の職員総数でございますが98名でございます。その分布でございますが、1級に3名、2級に4名、3級が22名でございます。4級に47名、5級6名、6級が13名、7級3名というふうになってございます。よろしくお願いを申し上げます。

○河上悦章議長 山本議員

○山本邦夫議員 再度質問ではありませんけれども、最終、先程級別の人数をお聞かせいただきましたけれども、この時の数字の意味合いはゆっくり見てみないと即、指摘を出来る訳じゃないですけれども、恐らくこの7級、会計管理者を6級も可能とされた中には、人事政策上の人員体制の問題からきている部分もあるのかなと思っていますけれども、今後も引続き大量の退職が出てきてその中で7級で措置できるケースばかりではないということもあるのかなと思っていますが、そういう意味では、今後の、この後また予算も提案されるでしょうから、予算委員会の中で適材人事の対象の問題についてもその辺の視点も含めて議論をしていきたいなと思っていますけれども、スリム化をドンドンやり過ぎると中々実務的な問題、それから人事配置の問題でも、いろんな支障は今後も生じてくる可能性があると思いますので、その点の問題意識だけ述べさせていただきます。以上です。

○河上悦章議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

○河上悦章議長 これより討論に入ります。

○河上悦章議長 討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

○河上悦章議長 これより議案第2号を採決致します。第2号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○河上悦章議長 起立全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 平成23年度城南衛生管理組合一般会計補
正予算（第2号）

○河上悦章議長 次に、日程第6、議案第3号、平成23年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第2号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

久保田管理者。

○久保田 勇管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第3号、平成23年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第2号の提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、年度の最終予算でございますので、事業費や補助金、組合債の確定等に伴います調整並びに年度末までの決算見込みによります過不足の調整を行うものでございます。補正額は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ8千118万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ42億7千712万円と致すものでございます。補正予算の概要につきましては、お手元の議案第3号資料によりまして、御説明を申し上げたいと存じます。まず、1ページ、歳入の主な補正内訳でございますが、使用料及び手数料では、資料4ページに記載をいたしておりますとおり、し尿の手数料で建設現場や各種イベント開催場所における臨時の汲み取り量が増加いたしましたことや事業系の可燃ごみ量が増加したことによりまして、1千808万1千円を増額致しております。次に国庫支出金では、循環型社会形成推進交付金の交付内示額が確定を致しましたことにより、426万4千円を減額いたしております。次に財産収入では、財政調整基金等の運用収入を追加いたしますとともに、資料5ページの内訳のとおり、有価物のペットボトル・鉄・アルミやクリーン21長谷山の磁選物等の売却価格が上昇いたしましたことにより、2千497万4千円を増額致しております。次に、繰入金では、特別希望退職の申し出がございましたことから、その退職手当相当の原資を財政調整基金から取り崩すことと致しております。これによりまして、本年度末の財政調整基金の残高は、6千503万3千円となる見込でございます。次に、繰越金では、平成22年度決算剰余金6千692万3千円のうち、1号補正で編入処理いたしました5千50万4千円の残額1千641万9千円を編入いたしまして、全額を分担金の減額に充当し、市町にお返しをするものといたしております。次に諸収入では、クリーン21長谷山のごみ発電に関しまして、関西電力からの節電及び発電増強の要請を受けるなかで、ごみ焼却量を集中いたしますこと等、より効率的な発電や所内使用電力の節電に努めました結果、売電量の増加が図れ、1千837万6千円を追加致しております。次に、組合債では、対象となります事業費の契約減によりまして1,670万円を減額致しております。

一方、歳出でございますが、主な補正内訳と致しましては、2ページの人件費では、特別希望退職者1名分の退職手当の追加、人事院勧告に準拠いたしました給与改定に伴う減額のほか、再任用職員等の異動差額、及び嘱託職員の報酬追加などの要因により、差引1千888万2千円を増額致しております。また、物件費では、

平成23年度から施設運転の委託を開始を致しました沢ごみ中継所の契約減の他、焼却灰運搬委託料や各工場の機器点検保守業務の契約減などによりまして、合計4千374万9千円を減額いたしております。次に普通建設事業費では、クリーン21長谷山の構内道路改良工事の契約減の他、折居清掃工場更新事業及び粗大ごみ処理施設等建設事業の基本計画策定業務委託等の契約減や各工場の定期点検整備工事費の契約減など、合計5千657万5千円を減額致しております。次に、積立金では歳入で御説明をいたしました基金の運用収入25万5千円を追加致しております。以上の結果を受けまして市町分担金でございますが、1ページ歳入内訳最上段のとおり、1億6千193万円を減額し、市町分担金負担割合の定めに基づきまして、構成市町にお返しをすることと致しております。

以上が、補正予算の主な内容でございますが、これらの内容を議案第3号として補正予算書を編成致しております。よろしく御審議を頂きまして、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。山本議員

○山本邦夫議員 議案第3号の資料のところの4ページで、いずれも管理者の方から説明があったことなのですが、もう少し詳しく教えて頂ければということでお聞きしますが、し尿の自己搬入の搬入台数が23年度の予算では8台分を見込んでいて、決算見込みでは176台で、先程の話だと建設現場等での臨時収集というのか、そういうことが主で増えているということだと思っておりますが、ちょっと開きが大きすぎて例年と比べてその辺はどうなのかということで、例年、例えばこれに近いような台数とするならともかく、当初予算の8台分というのが妙にリアルな数字ですよね、何となくよく理解できないところがあるのですが、予算の設定での問題と、それから例年、実績ベースがどのような感じなのか教えて下さい。それから次のページの有価物の売却のところ、右側の方の欄に比較の欄があるので見ますと、例えば破碎有価物売却の鉄のところ、量的には107トンほど減少して、金額的には154万ほどの増収と。それからリサイクル資源化物の鉄でここでも19トンほど量的には減っていて、金額的には114万の増収。それからペットボトルも量的にはマイナス61トン、それで1千540万の増収。量が減っていても、うんと金額が増収になっているのですけれども、その辺のところは、先程の説明でも市場価格の変動ということだと思いますが、予算の時に見ていた単価と、実際に提出段階のところまで上ってきている平均の単価ですね、その辺はどういう数字になっているのか教えて下さい。

○河上悦章議長 稲石事業部長

○稲石義一事業部長（登壇） 補正予算に係りますご質問にお答えを申し上げます。先ず、し尿の自己搬入処理手数料の追加補正でございますが、当初予算には、毎年恒常的に自己搬入申請がございます2つの団体からの8台の搬入を見込みまして

計上いたしております。ただし本年につきましては、1企業におきまして、事業所新築工事に係る現場事務所の仮設トイレを1年間設置されましたのを始め、新たに9団体から申請がございましたため、搬入台数が176台と大幅に増加を致したものでございます。これにより252万円を追加補正いたすものでございます。次に財産収入の追加補正の要因について、お答えを申し上げます。議案第3号資料の5ページに財産収入物品売払収入の増減明細を記載しておりますので、そちらの方をご覧いただきたく存じます。先ず売却の量でございますが、破碎有価物及びリサイクル資源化物におきましては減少傾向にございます。一方、クリーン21長谷山の磁選物につきましては、増加いたしております。次に売却の単価でございますが、平成21年度に大きく下落を致しました有価物等の売却単価が、一定回復傾向にございます。そのため破碎有価物の鉄単価では、当初予算の2万6千円が決算見込み欄の上半期では3万4,800円。下半期では3万1,600円といずれも大きく上いたしており又、アルミ単価では当初予算の8万5千円が、上半期、下半期とも10万円と上昇をいたしております。これ以外の売却単価につきましても、1部の品目を除きましてリサイクル資源化物及びクリーン21長谷山の磁選物につきましても同様の傾向が現れております。なお、売却単価につきましては市場価格の変動に対応いたしますため、上半期、下半期の年2回に分けて入札を行っているところでございます。平成23年度の当初予算におけます売却単価の設定につきましては、21年度の下期から22年度の上・下半期の3期分の平均単価と、直近の22年度の下半期の単価の低い方を採択して予算計上いたしたところでございます。例えば破碎有価物の鉄単価につきましては、21年度の下期から22年度の上・下半期の3期分の平均単価これが2万6,300円でございますが、22年度の下期の単価が2万6千円と300円低かったので、2万6千の方を採択し単価設定を行ったところでございます。歳入の見積におきましたは、歳入欠陥をきたさないために多少の安全率を見込んで積算をいたしておりますが、今後におきましても市場の状況も見定めながら適確な売払収入の捕捉に努めて参りますので、よろしくご理解を賜りたく存じます。

○河上悦章議長 山本議員

○山本邦夫議員 大体分かりましたけれど、有価物の売却の関係で、確か前に北京オリンピックの時には、市場が大変高くなって、その後急激に下落して、リーマンショックもあったかな、そういうのだったと思いますが、今、僕もあんまり細かく単価のところずっと見てなくて、この資料を見て回復しているのだなというので感想を持ったのでお聞きしたのですけれど、ここで聞いて分かるかどうか知りませんが、今市場が回復してる大きな要因というか、あんまり世間一般では景気が回復してるというふうなこともなく、リストラや、なんかで更に景気の先行きが見えないみたいな話と円高でね、そういう事情をいろいろ聞くので景氣的には、あんまりよくない状態なんだろうなと、でも一応、ここで単価が上っているのは、何か掴んでおられる話があれば教えて頂きたいし、もし分からなければ引続き我々も研究

しようということで終わりますけど。何か一言、言っていただければ。

○河上悦章議長 稲石施設部長

○稲石義一事業部長（登壇） 現在の回復状況の要因についてのお尋ねでございますが、詳細を掴んでおりますので、今後研究して参りたいと思います。

○河上悦章議長 他に、質疑はございませんか。水谷議員

○水谷 修議員 質問をするつもりはなかったのですけれど。今のご説明で、し尿の自己搬入で、新たに9団体が増えたというのは、9団体というのは、企業のこと、団体という名称ですか。それから1台1万5千円というのは、減価償却など含めてこれは、当組合としては、採算ラインの金額なのでしょうか。それから、同じ時期に出されている当初予算とこの補正予算と、整合性がないように思いますが、実績がこれだけあって、次年度また予算化が数字が合っていないような気がするのですが、その辺は次年度は、もうない。今年度固有の問題として台数が多かったということに過ぎないのでしょうか。ご説明いただきたいと思います。

○河上悦章議長 稲石事業部長

○稲石義一事業部長（登壇） 水谷議員のご質問にお答えします。9団体ということでございますが、企業も含めましてその他の観光協会とか、そういうところも含めまして団体という表現を使わせていただきました。又、減価償却として1万5千円で十分いけるのかということでございますが、これは通常のし尿と浄化槽汚泥の搬入を処理しておりますけれど、この自己搬入の手数料と申しますのは、一般的に初詣のし尿搬入とか、いろんな公共施設で大きなイベントをされた時の臨時的な部分を、そのイベント等を開催される団体さんが、当方まで搬入を企業に頼まれて持ってこられるというような特異な事例でございますので、先ほども申し上げましたように、恒常的には初詣の2団体分を毎年計上をしているということでございます。ただ今般につきましては、1つの企業が事業所を新築されるにあたりまして1年間仮設トイレを設置されました。これが補正予算の内、222万円を占めておりますので、大半がその1企業ということでございますので、ご理解を願いたいと存じます。

○河上悦章議長 水谷議員

○水谷 修議員 答弁がありましたように、要するにもう終わったことなので次年度の予算に反映していないということ。そうしますと、イベントとかで使われるのは一定、不採算の受入をしているということなんですね。金額的には、そうであるのであれば、料金体系がそもそも企業活動、営利のものと、公益的なものと、料金体

系が別になってなかった中で、公益的な受入と同額になっているということで、特に、次年度計画がされている訳ではないのでいいですけども、今後そういうことが想定されるのであれば、公益的な受入と企業活動に伴う受入と、やはり区分して料金体系等を検討する必要があるだろうと。そんなに多くあるものではありませんでしょうから、今後検討して頂きたいとお願いしといて終わりたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

○河上悦章議長 これより討論に入ります。

○河上悦章議長 討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

○河上悦章議長 これより議案第3号を採決致します。第3号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長 起立全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 平成24年度城南衛生管理組合一般会計予算

○河上悦章議長 次に、日程第7、議案第4号、平成24年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久保田管理者

○久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第4号、平成24年度城南衛生管理組合一般会計予算の提案理由のご説明を申し上げます。

次年度、組合設立50周年の記念すべき年となります平成24年度の予算編成にあたりまして、組合の50年間の歩みを回顧いたしますと、構成市町とともに、管内の生活環境の保全と廃棄物の適正処理を行いますための施設整備と維持管理を絶え間なく、積み重ねて参った歴史と言えるものでございます。これからの50年間におきましても、先人たちの努力をしっかりと踏まえ、長期安定的にごみを処理するための組合施設の運営を見据える中で、施設整備の計画を進めることと致しております。このため、今後とも組合運営の基本方針でございます、安心安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革、更なる循環型社会の構築の三つの方針のもと、議案第4号資料1ページに記載を致しておりますとおり、その他プラスチック容器包装の資源化施設を併設いたします粗大ごみ処理施設等更新事業の契約及び着工、並びに発電設備を付設をし、地球環境に貢献いたします折居清掃工場更新事業準備のための環境影響評価の開始など5つの取組施策を中心に設立50周年を記念した、環境まつりの催しや記念誌の発刊、広報誌エコネット城南での特集号の発

行など各種事業を進めることと致しており、これに必要な歳入歳出予算を最小限の範囲で計上致したところでございます。

平成24年度の歳入歳出予算総額は、議案第4号資料1ページ目に記載のとおり、39億6千660万4千円で、前年度当初予算からマイナス7.9%、3億4千120万円と大幅に減少致しております。又、事業費を賄います市町分担金は、32億905万6千円、前年度比較、マイナス9.5%、3億3千563万2千円と大きく減少を致しております。これは、次の2ページに内訳を記載をいたしておりますが、一つには、歳出の表の上段人件費の欄で、これまで取り組んで参りました行財政改革による累積の削減効果や退職手当の大幅減により、前年度比マイナス18.9%、2億1千491万円が縮減を出来ましたこと、二つには、同じく歳出の表下段のとおり、公債費も、クリーンピア沢建設や焼却工場のダイオキシン対策施設の整備に係ります起債が完済をいたしましたことから、前年度比マイナス21.9%、1億8千417万5千円と大きく減少を致したことなど義務的経費の削減効果が大きく寄与したものと存じます。こうした要素により、平成24年度当初予算は、議案資料17ページの附表1事業費及び分担金の推移のグラフのとおり、昭和62年度決算以来となります40億円を下回る小さな予算規模となったところでございます。

以上の内容につきまして、平成24年度一般会計予算書及び予算説明書のとおり編成を致したところでございます。よろしく御審議を頂きまして、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。

○河上悦章議長 質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

○河上悦章議長 おはかりいたします。

ただいま議題となっております、議案第4号については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これを付託のうえ、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

○河上悦章議長 おはかりいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条の規定により議長において、鷹野雅生議員、山本邦夫議員、上林昌三議員、岡田久雄議員、太田健司議員、増田 貴議員、島 宏

樹議員、石田正博議員、片岡英治議員、西川博司議員、水谷 修議員、以上の11人を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました11人の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○河上悦章議長 ただいま選任されました、予算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正・副委員長の互選を行ない、その結果を議長まで報告をお願いします。暫時休憩といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時08分 再会

○河上悦章議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました予算特別委員会において正・副委員長を互選の結果、委員長には、水谷 修議員が、副委員長には、上林昌三議員が、それぞれ当選されたので、ご報告を申し上げておきます。

日程第8 休会について

○河上悦章議長 次に、日程第8、休会についてを議題といたします。

おはかりいたします。議事の都合により2月17日から3月27日までの40日間を休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。

よって、2月17日から3月27日までの40日間を休会することに決定いたしました。

○河上悦章議長 以上をもちまして本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

○河上悦章議長 次回は、3月28日、午前10時から会議を開きます。

尚、一般質問の通告締切は2月29日、午後5時15分までとなっておりますので、ご承知おきを願います。

以上でございます。大変ごくろうさまでございました。

午前 11 時 10 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 河上 悦章

副議長 細見 勲

議 員 山本 邦夫

議 員 塚本 五三藏

第 2 号

平成24年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録（第2号）

平成24年3月28日

午前10時開議

1. 出席議員

鷹野雅生	議員
田辺勇氣	議員
細見勲	議員
山本邦夫	議員
上林昌三	議員
原田周一	議員
岡田久雄	議員
村田忠文	議員
太田健司	議員
阪部正博	議員
増田貴	議員
若山憲子	議員
島宏樹	議員
塚本五三藏	議員
浅見健二	議員
石田正博	議員
片岡英治	議員
河上悦章	議員
坂下弘親	議員
西川博司	議員
水谷修	議員
矢野友次郎	議員

2. 説明のため出席した者

久保田勇	管理者
橋本昭男	副管理者
堀口文昭	副管理者
坂本信夫	副管理者
奥田光治	副管理者
汐見明男	副管理者
竹内啓雄	専任副管理者
稲石義一	事業部長
浅田清晴	施設部長
革島昇治	会計管理者
清水孝一	総務課長
杉崎雅俊	財政課長

長 村 優	広報情報課長
伊 庭 利 夫	業務課長
川 島 修 啓	施設課長
森 内 富 雄	クリーンピア沢所長
福 井 均	クリーン21長谷山所長
辻 巧	折居清掃工場長
西 村 憲 司	エコ・ポート長谷山所長
大 田 博 之	奥山リユースセンター所長
西 山 正 和	グリーンヒル三郷山所長
福 西 博	新折居清掃工場建設推進課長

3. 職務のため議場に出席した職員

宇 野 敏 彦	議会事務局長
橋 本 哲 也	財政課係長

4. 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	一般質問
日程第 3 議案第4号	平成24年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 4 議案第5号	城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例を制定するについて
日程第 5	閉会中継続調査の申し出について

5. 会議に付議した事件

日程第1～日程第5

午前10時00分 開議

○河上悦章議長 おはようございます。

会議前に、先般、八幡市長に就任をされましたことに伴い、城南衛生管理組合の副管理者に就任をされました、堀口文昭市長より、議会に先立ちましてご挨拶を致したいとの申出がありますので、これを許可いたしたいと思えます。

堀口 副管理者

○堀口文昭副管理者（登壇） 皆様、おはようございます。ただいま紹介されましたように八幡市長を2月27日に就任させていただきました。今後は、浅学非才の身ではございますけれども、皆様とともに副管理者として頑張っていきたいとおもいますので宜しくお願いいたします。

○河上悦章議長 ただ今の出席議員数は、22人全員であります。

既に定足数に達しておりますので、これより平成24年2月、城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告

○河上悦章議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果2件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 一般質問

○河上悦章議長 次に、日程第2、一般質問を行います。西川議員

○西川博司議員（登壇） まずはじめに、折居清掃工場更新事業計画について質問します。折居清掃工場更新事業計画が発表されました。それによると、施設規模は約115t/日、2炉を設置するから57.5t/日の炉を2基設置することになります。57.5t/日の炉では中途半端です。さらに発電も行うということですが、売電できるだけの発電はできず、工場で使う電力を賄う程度です。このような中途半端な施設をつくるのはいかにも非効率ではないかと心配です。そこで提案させていただきます。第一の方法は、折居清掃工場での更新を止めて、クリーン21長谷山に近接した所に115t/日の1炉を建設し、クリーン21長谷山と一体管理する方法です。この方法では、管理経費が軽減できます。また、オーバーホール時は、クリーン21長谷山の2炉と新工場の1炉を順次行うことができます。問題点は、構成市町によって搬入距離が増えるところがありますが、各市町の協力態勢で解決できる問題です。第一の方法では、折居工場を廃止することになりますが、これまでの構成市町の施設配置分担など、過去からの約束があり、折居工場を廃止できないということも一理あります。また、折居工場は都市部に近く、衣服工房など広く市民に呼び掛けて行う事業に大変良い環境にありますので、廃止できないというのもわかります。そこで第二の方法として、折居サイトに115t/日の炉を1基建設するという方法はどうでしょうか。長谷山と折居を合わせて3炉を運転する。オーバーホールもこの3炉を順次行うという方法です。以上、二つの方法を提案させて頂きましたが、当局の見解をお聞きます。

次に、質問の第二、各施設の環境配慮について質問します。現折居清掃工場では、隣接する府立太陽ヶ丘の温水プールに蒸気供給を行い、排熱の有効活用が図られています。クリーン21長谷山ではごみ焼却熱で発電し、売電しています。それぞれ建設された時期で最新式の方法で環境配慮がされてきました。私はこれを高く評価しています。そこで、今回新たに更新される折居清掃工場、そして長谷山に建設される粗大ごみ処理施設においても、廃液処理施設、雨水貯留と雨水利用、太陽光発電システムの設置など環境配慮をしていくべきと考えますが、どのように考えておられますか、お尋ねします。また、当面は新築・改築等が予定されていない施設では、新たな環境施策を行うことは難しいとは思いますが、その中でも実施しやすい施策もあると思います。どのような対策を考えておられるのか、お答えください。

次に質問の第三、リサイクル事業の充実について質問します。衣服のリサイクルとしてのリサイクル工房をはじめ、自転車工房、ガラス工房などの取り組みが行わ

れています。大変有効な取り組みであると高く評価しています。そこで、これらの工房をさらに充実させるために、どのようなことを考えておられるのかお聞きします。そしてさらに充実させるために、傘の工房を始めることを検討してはどうでしょうか、考えをお聞きします。

○河上悦章議長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長（登壇） 西川議員のご質問に、順次お答えいたします。最初に、折居清掃工場更新事業計画について、1日あたり57.5tの炉を2基設置することは、中途半端であるのご指摘ですが、処理規模は、施設全体の規模を処理計画に基づいて算出するものであり、新折居清掃工場の場合にあっても、過大又は過小な施設とならないよう算出した結果、1日あたり115tとなり、2炉設置することから1日1炉あたり57.5tとなったものであります。最近、整備された施設の事例でも、和歌山県の橋本市のように1日1炉あたり50.5tを2炉設置し、1日あたりの合計101tとしているのを始め、全国的にも同程度の炉を2炉設置する例は数多くあります。また、工場で使う電力を賄うだけの発電では、中途半端であるのご指摘ですが、新折居清掃工場では売電こそ伴いませんが、場内の動力源として十分賄えることから、買う方の電力量とその経費が削減でき、住民負担の軽減並びに地球温暖化防止対策等環境保全においても寄与できるものと考えております。さらには、今後も継続して予測される電力不足にも対応できるものと考えております。なお、議員ご提案のクリーン21長谷山に近接した所に1炉を建設する案については、建設する用地を新たに確保しなければならないこと。また、新折居清掃工場の焼却炉を2炉から1炉にする案については、平成15年12月に環境省から発出されました、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」により、「ごみ焼却施設の焼却炉の炉数については、原則として2炉又は3炉とし、炉の補修点検時の対応、経済性等に関する検討を十分行い決定すること。」とされており、複数炉設置は、国庫補助金の交付要件ともなっていることから、議員ご提案の1炉方式は困難と考えますので、ご理解をお願いします。

次に、環境配慮についてのご質問にお答えいたします。一つ目の更新事業における環境への配慮についてですが、粗大ごみ処理施設等更新事業では、太陽光発電を設置し、事務所の照明器具の電力等に使用すること。機械設備の機器類等については、省エネタイプを採用すること。建屋については可能な限り自然光を利用すること。雨水を利用した防火水槽を設置すること。など、環境への配慮を講ずることといたしております。また、折居清掃工場更新事業では、特に大きい項目としてクリーン21長谷山同様、ごみ焼却熱を利用した廃棄物発電による施設運転を行い購入電力量の縮減を図ること。工場から発生する処理水を工場内で再利用する原則無放流のクローズドシステムを採用することによる、上水使用量の節減を図ることといたしております。二つ目の新築・改築等が予定されていない既存施設での環境への配慮ですが、例えば、蛍光灯をLED照明に交換することや更新が必要となったポンプ等機器類の省エネ化などを行うことで、節電を図ることといたしております。

また、ISO及び地球温暖化防止対策においても、積極的に取り組んでいることは、ご案内のとおりでございます。次に、リサイクル事業の充実についてのご質問にお答えいたします。エコ・ポート長谷山では、ボランティアスタッフの会『ECOフレンズ』を中心に再生利用の実践施設として管内住民の子供から大人まで幅広い年齢層の方々にリサイクルを気軽に体験していただける機会を提供しているものであります。事業開始当初の「ガラス工房」「衣服工房」「自転車工房」に加え、この間、「着物のリフォーム教室」を初め、梅の木でお箸を作ったり、剪定枝でブローチを作る「木工教室」や子供たちに物を大切にする意識付けのための「おもちゃ病院」の開催などを展開し、工房事業の充実を図っているところであります。今後も、新しい情報に目を向け、住民の皆さんの要望にお応えしてまいりたいと考えています。なお、議員より再三ご提案いただいております「傘の工房」についてでございますが、中には高価なものもありますが、近年では大半が価格的にも安価で消耗品的なものになっており、傘を修理する、または再生する工房を開催しても利用者があるのかという疑問があります。また、傘の修理等には専門的な技術も必要になるものと考えられ、指導者が存在するかという問題もあり、他団体での事例もないことから、ご提案の「傘の工房」については考えておりませんので、よろしく、ご理解をお願いいたします。

○河上悦章議長 西川議員

○西川博司議員 クリーン21長谷山に近接した所に1炉を建設するのが最善の方法であります。用地がなく、新たな用地を買収して建設するのは好ましくないという答弁でした。また、折居で1炉115t、クリーン21長谷山で2炉を持って、合わせて3炉で運転することは次善の方法と思いますが、これも国庫補助金交付要綱上困難だと答弁がされ、最終的に、折居で57.5tを2炉建設することが現実的であるというのが当局の方針であると理解しました。しかし、今後管内の人口は微少なながら毎年減少していきます。またこれに加えて、リサイクルが進む中で可燃ごみも減っていくことが予測されます。そのような中で、過大な施設になってしまわないか心配ですが、どのように考えておられますか。

粗大ごみ処理施設等更新事業及び折居清掃工場更新事業では、雨水貯留、雨水利用について、建屋に降った雨水は貯留して再利用されることなど、積極的な環境配慮が予定されていますことは、高く評価します。また、当面は新築・改築が予定されていない施設でも、一定の環境配慮が考えられていることも評価します。一方、建屋でない敷地に降った雨水について、貯留槽は地面より下になるのでポンプアップしなければ利用できず、そこまでして再利用する必要もないということになるかと思いますが、貯留して、少しずつ下流に流す雨水流出抑制施設として活用することによって、下流地域の水害対策になるのではないのでしょうか。そのような方法についても、今後検討されるよう、要望しておきます。

「ガラス工房」「衣服工房」「自転車工房」に加え、この間、「着物のリフォーム教室」「おもちゃ病院」など、積極的なリサイクル事業がされていることは、高く

評価します。実施会場についても「エコ・ポート長谷山」だけでなく、折居清掃工場の管理棟など住宅地に近い所でも行われていることは、市民に身近に来場していただけることにより、リサイクルが進んでいくことが期待されます。なお、「傘の工房」については条件が整っていないということは、十分理解しています。今後の社会動向を見た上で、新たな工房も含めて検討されることを要望しておきます。

○河上悦章議長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長 西川議員の2回目のご質問にお答えいたします。「折居清掃工場の更新施設が、過大な施設にならないか心配です。」とのことですが、更新工場の施設規模は、ごみ処理基本計画の可燃ごみ発生量に基づき設定したものであり、推計にあたりましては、その基礎となります人口推計において、議員お察しのとおり、今後の人口が微少なから減少傾向にあることも十分考慮いたしております。また、その他プラスチック製容器包装の分別収集の取り組みなど、リサイクルの推進も考慮いたしておりますことから、適切な施設規模であるものと判断しておりますが、今後の実績も十分見極め、大きな変化があった場合は、対応してまいりたいと考えております。以上、よろしく、ご理解をお願いいたします。

○河上悦章議長 西川議員

○西川博司議員 折居清掃工場更新計画についてですが、人口推計を考慮したうえで施設規模を算定しているので過大な施設になってしまうという心配はிரらない、しかし施工まであと少し年月があるので、今後の実績を見ながら必要な場合は、修正も可能と理解したので、その方向で進めていただくよう要望して、この項の質問を終了します。以上で一般質問を全部終了します。ご清聴ありがとうございました。

○河上悦章議長 これにて、一般質問を終結いたします。

日程第3 議案第4号 平成24年度城南衛生管理組合一般会計予算

○河上悦章議長 次に、日程第3、議案第4号、平成24年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。予算特別委員会委員長の報告を求めます。水谷予算特別委員長。

○水谷 修予算特別委員長（登壇） 失礼致します。予算特別委員会委員長の報告をさせていただきます。ただ今議題となりました議案第4号、平成24年度城南衛生管理組合一般会計予算についての予算特別委員会における審査過程、並びに結果について御報告を申し上げます。

予算特別委員会は去る2月16日の本会議において設置をされ、平成24年度城南衛生管理組合一般会計予算について審査を付託されました。

同日に開催をされました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行ないました

結果、委員長には私、水谷が、副委員長には、上林昌三委員さんが選出された次第でございます。

第2回目の委員会は、2月23日に招集し、説明には正・副管理者をはじめ専任副管理者、並びに関係部課長・各施設長の出席を求めて、1日間ではありましたが慎重かつ熱心な審査が行われました。

委員会では議事に先立って審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費並びに総務費、公債費、予備費については一括をして、次に、衛生費について、次に、歳入については全款を一括して、併せて第2号議案の審査を行い、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。審査の中で出されました主な質疑、答弁、要望等については、予算特別委員会審査記録を各議員のお手元に配付いたしておりますのでご覧おき願いたいと思います。

次に審査の結果であります。第4号議案についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全会一致をもちまして、第4号議案を原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会では出されました意見、要望等については今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に応じていかれるよう、切に希望するものであります。

また、当日は委員各位におかれましては、終始、ご熱心な御審査をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営に御協力をいただきましたことに対しまして、お礼を申し上げます。

また、あわせて、上林副委員長さんの御協力によりまして委員会が滞り無く運営できましたことをここに改めてお礼を申し上げます。以上で報告を終わらせていただきます。

○河上悦章議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

○河上悦章議長 これより討論に入ります。

○河上悦章議長 討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

○河上悦章議長 これより議案第4号を採決致します。第4号議案は委員長の報告どおり原案のとおり可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○河上悦章議長 起立全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○河上悦章議長 次に、日程第4、城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。久保田管理者

○久保田 勇管理者 ただ今議題となりました議案第5号、城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、お手元の議案第5号資料に記載を致しておりますとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、平成23年8月30日に公布をされ、その一括改正法の中で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたところでございます。この改正によりまして、これまで環境省令でございまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で全国一律に定められておりました一般廃棄物処理施設に置く、技術管理者の資格要件につきましては、同規則で定める基準を参酌して当該市町村の条例で、定めることとなりましたことから、所要の資格基準の整備を行いますため、提案を致すものでございます。

技術管理者の資格基準につきましては、これまでも同規則第17条の基準によりまして、廃棄物処理に関する一定の知識、経験、専門講習を受講した職員から任命をいたしており、改正後におきましても同じ資格基準で運用することが適当と判断し、同規則の規定内容を資格基準の例と取り扱うこととして、整備を図ることと致したものでございます。法律及び法律施行規則で定められております具体的な技術管理者の業務内容及び資格の基準につきましては、議員案資料2ページのとおりでございます。

よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○河上悦章議長 これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

○河上悦章議長 これより討論に入ります。

○河上悦章議長 討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

○河上悦章議長 これより議案第5号を採決致します。第5号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○河上悦章議長 起立全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 閉会中継続調査の申し出について

○河上悦章議長 次に、日程第5、閉会中継続調査を議題といたします。

○河上悦章議長 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

○河上悦章議長 おはかりいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○河上悦章議長 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもちまして、平成24年2月、城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。なお、閉会にあたりまして管理者から御挨拶がございますので、暫く、お待ち下さい。 久保田管理者

○久保田 勇管理者(登壇) 平成24年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、平成24年度一般会計予算をはじめ、本日提案をさせて頂きました議案につきまして、いずれも御可決を賜りまして誠にありがとうございました。

平成24年度は、組合の設立50周年という記念すべき年となります。半世紀の歩みによって得られました、住民の皆さまの貴重な財産でございます廃棄物処理施設を、次の世代に亘って、継承していくことが我々の最大の使命と認識をいたしまして、折居清掃工場及び奥山リユースセンターの更新に向けました事業行程の推進、その他プラスチック容器包装廃棄物の資源化処理の推進など地球環境への負荷削減、保全活動を展開して参りたいと考えております。又、地方財政の状況が厳しい中、行財政改革の歩みを止めることなく、今後も創意工夫を凝らしながら住民感覚

に沿った組合運営を着実に進めて参りたいと存じております。さらに、議員各位から頂きました御意見、御指導を念頭におきながら、構成市町と連携し、安心安全な廃棄物処理事業の推進に、より万全を期し、管内住民の生活環境を守る本組合の役割をしっかりと果たし、住民の皆さまの信頼と安心を一層得られますよう、職員ともどもさらなる努力を続けて参りたいと存じております。

本定例会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後とも組合行政への一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、益々の御活躍を御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○河上悦章議長 以上でございます。

10時分30 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 河上悦章

副議長 細見勲

議員 山本邦夫

議員 塚本五三藏

参 考 資 料

- (1) 予算特別委員会審査記録
- (2) 議決議案書（予算案を除く）

予算特別委員会審査記録

日 時 平成24年2月23日（木）午前10時～午後2時43分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員 水谷 修 委員長
上林 昌三 副委員長
鷹野 雅生 委員
山本 邦夫 委員
岡田 久雄 委員
太田 健司 委員
増田 貴 委員
島 宏 樹 委員
石田 正博 委員
片岡 英治 委員
西川 博司 委員
河上 悦章 議長（オブザーバー）
細見 勲 副議長（オブザーバー）

説明者 久保田 勇 管理者
橋本 昭男 副管理者
明田 功 副管理者
伏見 英順 久御山町副町長
奥田 光治 副管理者
中谷 浩三 井手町副町長
竹内 啓雄 専任副管理者
その他幹部職員

付託案件 議案第4号 平成24年度城南衛生管理組合一般会計予算

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費、予備費を一括して審査
- ②衛生費を一括して審査
- ③歳入、全款を一括して審査
- ④総括質問
- ⑤討論
- ⑥採決

審査結果 予算特別委員会の質疑、答弁、要望等（別紙）

予算特別委員会の質疑、答弁、要望等

〔議会費・総務費・公債費・予備費〕

○西川博司委員 予算概要書24ページの折居清掃工場と、クリーン21長谷山の職員の人件費が計上されている訳ですけれども、23年度職員1人当たりの人件費が、計算しますと1人当たり895万1,800円。それから24年度が1人当たり862万4,077円で、再任用職員1人当たりの平均が23年度で176万9千円。24年度が192万6,222円。クリーン21長谷山では、23年度で職員1人当たり人件費が850万3,059円。24年度が839万5,267円。再任用職員では23年度が175万5,400円。24年度が191万2,800円ということで、計算できる訳ですけれども、職員の平均人件費を減らしている要因。これは、説明もあったと思いますが、人件費抑制とか、それから多分団塊世代の職員が退職していった後、若い職員に代わってきた。こういうことが原因だと思うのですが、その理解でいいのか。又、別の要因があるのか、その点について教えてください。それから、再任用職員の平均人件費が増えている訳ですけれども、これはどういう要因なのか、この点について、お聞かせください。それから概要書21ページですけれども、工場運転民間委託を進めてこられた訳ですが、その結果正規職員が平成13年度から比べて74人減。その内23年度から24年度で6人減らしているということで、給与を減らして削減化をして、人件費抑制が図られてきた訳ですけれども、財政的には大きな効果があると思います。しかし一方、技術の継承という面から見ればどうなのか、今は高い技術を持っている人が再任用職員で残っておられるので技術はいきていると思いますが、今後は現場経験のある人が減ってくるので難しいのではないかと思うのですが、この点についてはどのように考えておられるのか以上3点お願いします。

○稲石義一事業部長 先程私の概要説明の中で、沢ごみ中継場の運転委託につきまして、24年4月からというふうに説明したのですが、23年4月からの間違いでございましたので、訂正をさせていただきます。

ただ今の西川委員の技術の継承のご質問につきましてお答えを申し上げます。当組合では人材育成計画を平成21年1月に策定をさせて頂きました。その中で人材こそが最も重要な経営資源と位置付けまして、組合に求められる職員を育成するために人を育てる職場風土を醸成していこうと定めたところでございます。その中で組合の責務とともに、職員の責務についても定めており、職員は情報交換をしたり知識を共有したりすることで、相互に育成し合う責務を負います。特に先輩職員は後輩職員の育成に努めなければなりません。先輩職員は知識だけでなく、実務上の技術、ポイント、コツなどにも通じており、又これらの技術を継承していくことは先輩職員でなければできないと、こういうことを謳っております。機会あるごとに職場会議を開き、先輩職員から後輩職員に技術の継承をしていくということに努めているところでございます。又、再任用職員につきましては、当組合の場合、週

20時間勤務を基本とする再任用制度を活用いたしてございまして、永年培われた知識や経験を定められた期間発揮することによりまして、円滑な世代交代を図る一助とする他、管理職員の再任用職員につきましては、新規特定業務や促進すべき懸案業務などについて、より高度な知識や経験を活用して頂くと、このように致してございまして、議員がご心配頂いております技術の継承につきましては問題なく行われているのではないかと、このように思っております。今後とも委託化を推進する中にありましても、このような人材育成、また技術の継承につきましては、意を用いて参りたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○**清水孝一総務課長** 人件費については、この間の給与改定並びに新陳代謝によりまして減少しております。予算書34ページをご覧頂きたいのですが、その中で職員1人当たり給与を書いております。工場は技能労務職が該当いたしますが、平均給料が23年の36万6,702円から24年では34万9,549円。1万7,153円減少しております。給与につきましても41万5,836円から40万990円と1万4,846円減少いたしてしております。なお、平均の年齢にいたしましても6月減少いたしてしておりますので、それが人件費が減っている要因でございまして。それと再任用ですが、これにつきましては今まで、週ハーフ勤務を基本といたしておりましたが、24年度からは週3日勤務を導入いたします。週3日勤務を5人の1セットで、職員3名相当分となり、5人分ですから今までですと2.5人になりますけれども、それが3人になりますので、月額で1人当たり2万1,340円。年額で申しますと平均で31万900円ほどが増額いたしますので、そのことが再任用職員の給与を上げていますので、ご理解いただきたいと存じます。

○**西川博司委員** 職員並びに再任用職員の人件費の差ということについては分かりました。それと人材育成ですけれども、技術を継承していくということで、育てていくと、こういう視点で進めているという点については分かる訳ですけれども、実際それだけではなく、実際、一緒に仕事をする中で継承する、特に高い技術がいるような運転技術ノウハウがありますので、そういうことを一緒に仕事をする中でしていくことが大事だと思います。現場の民間委託の点、より進んできますと、あまり進め過ぎると、実際職員の勤務が無い状態になって、技術を持っている職員が少なくなって次の世代に引き継ぎ難いという面があると思いますので、今後はそういうことも含めて考えていくべきでないかと思っておりますので、これについては意見としておきます。

○**山本邦夫委員** 先ず、概要で言えば22ページで議会費があつて、議会費なのか、広報の関係にもなってくるのですけれども、衛管全体のホームページの中で、考え方をお聞かせ頂きたいのですけれども、例えば議会関連の議事録というのは、掲載されてないのですね、議案がどういうものが、いつ審議されてというようなこととか、市民から見た場合それと我々議員としていろんな日常活動の上でも、ホームページ等で議事録関係の掲載を前から云っているのですけれども、その辺りはどういうふうに考えておられるのか、決して否定はされないのですけれども、既知として進まないのか、その辺りは50周年記念ということですから、その辺りで一つ考え

て頂いたらどうかと思いますので、考え方をお聞かせ下さい。それから同じく概要書の36ページ50周年のところで、細かいことになりますけれども、記念冊子ですけれども、40年から50年までの歴史ということで年表をとありますが、すっかり忘れてしまったのですが、40年の時はどのような物を出されて、それから10年分の推移を補足するみたいな形で作られるのかその辺りの編集の考え方をお聞かせ下さい。それから先程の説明の中でエコネット城南の問題で、カラー発行で9月号から全てのページを4色刷りにするということですが、その前月の8月号は2ページ4色、2ページが2色ということで、表と裏とで色の割合が違うのですけれども、特集号で、普通特集号ぐらいから綺麗にしはるのかなと思っていたら、よく見たら特集号までは未だ部分的なんですかね、その次の号からは全面4色というふうになっていて、入札やいろんな技術的な問題もあるのかもしれませんが、ちょっとチグハグナ感じがするのですが、その辺りを教えて下さい。それから職員定数の問題、先ほどもちょっと質疑がありましたけれども、今回も6人の減員で92人という体制で、この間で言えば74人の減員ということで、減らせば減らしたほどいいというふうに決して私自身は思っていないので、ハドメなしが続いて先程、西川委員の方からもありましたけれども、今後のいろんな施設の管理・監督・運営いろんな面で技術的な面も含めて支障をきたすという懸念を持っています。それ前提にしてお聞きをしますけれども、従来からのご答弁で言えば、大体100人を少し切る程度ということで、従来ご答弁をスリム化する目標として言っておられて、それがここ1年2年ほどでは、更にもう一段増やすというようなことが去年ぐらいですかご答弁いただいて驚いていた訳ですが、23年度が98、24年度が92人と、今後の見通しというのか目標ですね、どういうふうに持っているのかというのをお聞かせ下さい。それから、工場ごとに正職員と、それから再任用をそこに含めて頂いて、いいですけれども、衛管が直で雇用している人員と委託の比率はどういうふうになっているのか、長谷山とか、折居、沢、主要な3つの所で、いいですけれども、工場ごとの正職と委託の比率を教えてください。それから、事業ごとに委託をしている1人当たりの人件費は、入札の時期等によってかなりバラツキがあったと思いますが、改めてそれを教えてください。又、委託の場合の契約期間、何年から何年までの何年間の契約ということも、その点も教えてください。それから、今後の問題で、今後の施設整備計画で、長谷山での粗大ごみの処理施設それから今後、折居清掃工場の更新契約。折居の場合には、包括委託契約というようなことも出ていますから、工場の運転の民間委託、更に加速するのかなと思うのですが、その点でその2つの事業について、衛管全体の人員体制の中でどういうような削減というか、民間委託への移行というか、それほどの程度の影響を持つものなのか、現時点で分かる範囲で結構ですので教えてください。それから、最後に、概要の31ページのところで、転廃業助成基金のところで、ここで計算されている補償台数と補償額ですね、これの計算ベースになっている委託単価ですね、1台当たりの単価はどういうふうに推移しているのか、ここ最近の経緯を教えてください。それから、平成25年度以降に補償台数が16.43台になっていますけれども、これ後でまた沢の同様の問題で聞きますけれども、取りあえずここで25年度以降補償されている16.43台、これに伴う搬入量が大体どれぐらいで、沢工場の処理能力に比べてそれが大体どれぐらいの水準になるのか、分かれば教えてください。

それと、ホームページで平成22年度と23年度の入札結果の状況を引っ張り出して見たのですけれども、ホームページで出している入札結果というのはどういう範囲のものを出しているのか、一般競争入札、指名競争入札それから随意契約なんかはここには入ってこないのかな、その辺り一つ確認をしたいのと、それから、平成22年度は100件あるのですが、23年度は79件に減少しているのですね、何故減少しているのか。それから24年度はこの掲載対象になる入札の件数は、大体どれ位の件数を見込んでいるのか教えて下さい。それから、随意契約についてはここに含まれないということであれば、23年度の入札結果の件数、前年度に比べてどう推移しているのか。それから、24年度はどういうふうに見込んでいるのか教えて下さい。それから、23年度の中で入札不調というのが4件あるのですね。大型自動車点検整備業務、ショベルローダー購入、尿素水これ折居、硫酸バンド沢工場、この入札が不成立となった事情、そしてその後、入札不調ですから再入札をしていれば、もう一遍出てくると思うのですけれども、そこが出てきてないのですね、その後の対応はどうされたのか。再入札をしたのか、随意契約でしたのか教えて下さい。それから、指名停止をする基準ですね、それから衛管として指名停止をしたところの企業名の公表。ホームページ上とかでは出てこないのですけれども、どういふような基準、それから公表についての考え方はどうなのかを教えて下さい。概要の18ページのところで公債費の問題。今後、長谷山の粗大ごみ処理施設とか折居工場の更新とかの影響で、今は償還額も大きく下がってきて、それから現在高も下がってきて、ややちょっと今上がってきていますけれども、今後、償還額の現在高については、今後、粗大ごみ処理とか折居工場の問題もあって、若干増えてくるのかなと、次のピークは何年ぐらいにどれ位の金額を見ておられるのか。それから、償還額の方もそれに伴ってやや遅れて緩やかに増えてくるのかなと思います。その辺りの今後の償還額の推移等を教えて下さい。以上です。

○竹内啓雄専任副管理者 最初の、議会の議事録等の公開と、ホームページの件でございまして、基本的に議事録等の議会の情報を公開するか、どうかにつきましては、議会の方のご意見を踏まえて、相談させていただきたいと考えておりますが、当然媒体はホームページでございまして、これは執行機関当局の方が管理しているものでございまして、公開請求というものがなされれば、対応することになるのですけれども、ホームページに掲載することにつきましては、議会の方とどういう方法でさせて頂くか相談をして対応をしたいと考えております。それから、今後の定員管理と云いますか、民間委託に対する考え方と云いますか、工場の運転管理の基本的な方向性の部分についてでございますが、これまで先ほどから説明いたしておりますように工場の運転管理業務につきましては、民間への委託化を進めてきたところ。これは基本的には行政執行につきましては、最少の経費で最大の効果をと、こういった基本方針がございまして、また、公でできるもの民間でできるものこういった中で、民間のお力をお借りして、民間でもやって頂けることにつきましては、民間の力を導入するという事で委託を進めて参ったところでございますが、一方では安心安全な工場運営に努めることが組合の基本方針の一つでもございます。委託に関しましては、いわゆる丸投げによる委託業者へのコントロールが効かなくなることを防ぐにおいて、今の委託形態の中で全部委託という形にならない形

態で、やってきております。行政チェック機能が果たせるような管理部門が大切であると、いわゆる企画管理型の組織を求めてきた訳でございます。ただ今後、質問の中にもございましたように、粗大ごみ等の更新事業、あるいは又、折居清掃工場の更新事業、こういった事業を進めておるところでございますけれども、それらの事業の説明の中でも、きちんと説明をいたしておりますが、民間委託を導入するにあたっては、現在の業務委託いわゆる一部委託ということではなしに、この間いろいろ制度上も例えば公の施設でありますと、平成15年に指定管理者制度という形で全部管理責任も含めて指定管理者に委託すると。これは公共的団体のみならず株式会社にも委託できると、こういうような制度が平成15年度から導入されております。それから一方、公の施設ではない例えば私どもといったような工場施設、あるいは下水道施設こういったところでは、平成11年にPFI事業というものが制度化されまして、いわゆる民間資金を活用して建設から維持管理、運転管理全てを民間の資金力と責任においてやるとこういった制度化が、いろんな形で民間の業務委託も従来のような単なる業務委託ではなしに、責任そしてインセンティブを伴った形で民間の組織力を活用すると、こういった制度でございます。そういった中で今後、更新いたします事業につきましても、そういったことの可能性も含めて、特に折居清掃工場につきましては、そういったことも含めて調査をしたうえで、今後の民間委託のあり方を考えていきたいということでございますが、いずれに致しましても施設の設置主体は、我々としては具体的に設置をして、そういう形で責任ある形で民間に業務を委託をしていきたい。そういったことで基本は行政としての責任を果しつつ、且つ安心安全な施設運営にと、こういった点で具体的な点を今後研究して推進したいと、このように考えております。

○長村 優広報情報課長 平成14年の40周年記念誌の発刊の内容についてでございますが、管理者挨拶、議会議長挨拶、組合の沿革、そして各施設紹介とプロフィールでございます。それと各種資料、これには、組合の歴代議長、歴代副議長、正・副管理者のお名前を掲載しております。50周年記念誌につきましては、写真等の掲載に工夫を凝らして、組合の各施設、活動状況をより分かりやすく紹介するような内容といたしております。又、記録的なものとして活用して頂けるようにも考えております。次に広報紙の8月号からの発行でございますが、契約の関係で4月号までは前年度の関係になりまして、24年度は5月号、6月号、7月号からなるのですけれども、記念誌につきましては住民の方に配布をいたしません。その代わり記念特集号という形で、記念誌と同等の内容の物を記念特集号として活用したいと考えています。8月号から記念特集号ということで、カラー化を考えております。

○浅田清晴施設部長 私の方から工場ごとの正規職員と委託の比率、それから契約期間、委託単価についてご説明申し上げます。まず、クリーンピア沢でございますが、9人中5人が委託でございまして率にしますと55%になります。それから折居清掃工場ですが、33人中15人相当分が委託でございまして45%ということになります。それからごみ中継は6人中5人相当でございます。クリーン21長谷山でございますが、38人中、新たに3人増えますので20人相当ということで52%

ということになります。全体で申しますと、98人中51人の委託ということで52%ということになります。それから、主な工場の契約期間でございますが、クリーンピア沢は平成20年度から24年度、折居清掃工場は、平成21年度から25年度、ごみ中継は平成23年度から27年度、それからクリーン21長谷山は平成23年度から27年度でございます。このクリーン21長谷山は、ごみ焼却施設の運転管理のみでございます。それから、委託単価でございますけれども、クリーンピア沢は561万9千円、折居清掃工場が、336万2千円、ごみ中継が385万2千円、それからクリーン21長谷山は工場運転部門で申し上げますと、561万9千円となっております。

○清水孝一総務課長 契約の関係ですが、今年度は、入札不調もございますので、最終87件ほどになるかと承知しております。22年度は100件ございましたが、火災の後の消防設備等で通常以外の入札が6件ございまして、その関係で入札件数が通常の年よりも増えております。24年度につきましては、約90件位の入札があるかと考えております。それと随意契約ですが、平成23年度で申しますと1月末現在で特名契約が62件、見積合わせが47件、1月末現在で入札が75件ですので、大体入札が40%、見積合わせが25%、特名が33%と、こういう状況でございます。それと入札不調の4件の状況でございますが、私どもの財務規則で入札が2社以上ということの規定いたしておりますが、2社しかない入札で、1社がお越しにならなかったというようなことがありまして、そこにお越しなっておられる1社の方に特名で契約したということでございます。それと薬品等について2件不調になり、これにつきましては、再度見積合せという形で契約をいたしております。それと入札が不調になりました1件につきまして再度入札を行った上で一番低価格を提示された業者と不落随契という形で契約をしております。この4件でございます。それと指名停止の基準でございますが、指名停止理由とそれが何処で起こったのかということで、組合発注業務とか、京都府下、近畿、その他地域、それとその要件によって、かなり細かく分かれておりますので、また、お示しをしたいと考えておりますけれども、それでよろしいでしょうか。後今現在、企業名の公表はいたしておりません。なお、今の段階で指名停止をしている業者はございません。

○伊庭利夫業務課長 転廃業助成金の計算ベースになっている委託単価につきまして、これにつきましては平成4年に各業者と1台3千5百万円の補償ということで合意をしたのですが、この時に2トン車1台の委託単価2千92万8千円これをベースに、3千5百万円の助成金を決定したものでございます。その後、この3千5百万円をベースに、総務省統計局の総合消費者物価指数の対前年度上昇率を掛け合わせるスライド制で、決定をしております。来年度予算計上しておりますのが、3千575万2千円になります。因みに来年度の委託料の1台当りの単価ですが、2トン車1台で1千973万1千円ですので、当時より委託料の単価が下がっておりますが、上昇率の方が上っておりますので、助成金の1台当りの額は上がっております。それと、25年度以降の助成金補償予定の台数16.43台でございますが、実際にし尿を汲み取ってくる台数は、定期収集で14.64台、臨時収集で1.25台で、24年度につきましては、15.89台の車両と委託契約を行い

ますが、それらの車両で年間、2万5,705キロリットルの収集量を予定しております。

○**杉崎雅俊財政課長** 公債費の今後の推移と見込みということでお答え致します。概要書の18ページをご参照よろしく申し上げます。グラフでこの間の事業計画を書かせて頂いております、今、山本委員がおっしゃられました、粗大ごみと新折居の内容につきましては、下の表の8番と9番で書かせていただいております、24年から26年が粗大ごみ、27年から30年で新折居を事業計画として盛込んでおり、公債費につきましてもこのグラフ上に盛込んでおります。上の方でリサイクルプラザと三郷山の埋立処分場の起債の完済が進みますので、現在高につきましては27年度まで、37億990万と下って参りまして、これ以降新折居の工事の着工が進みまして、徐々に現在高の方が上ってきます。新折居の最終年度が30年ですけれども、この年度を最終年度として62億8,640万これが今のところの現在高の最大見込みということになっておりまして、それ以降につきましては毎年4億から5億、現在高が減少して参ります。一方、元利償還額につきましては、同じように棒グラフですね、だんだんと下がって参りまして、28年度が最少、新折居の償還が始まりますことによって、以降の年度5億から6億というようになって参りますが、6番のクリーン21長谷山の償還が32年から33年で終わります。これは毎年3億1,500万程度返しておりますので、それが全てゼロになることによりまして、新折居の償還が始まりましても起債の償還については大幅に上昇しないと、毎年4億から5億円程度の償還額というふうにならざるに今のところ推移していくと見込んでおります。よろしくお願いたします。

○**山本邦夫委員** いろいろ聞いて頭の中が整理できないのですが、大体分かりましたが、ホームページの問題については、議事録というのは基本的には公開の文書ですよ、議事録自体はね、常に。その辺では後は技術的な問題等かなと思いますので、議会等との協議で議長さんここにおられるので、前にも中々その辺進まなくてそれはどこかで議会と、正副議長さんのところかで相談をしてもらって具体的に、情報公開をいわれている中ですから、是非それは近い時点でホームページでの公開に取り組んで頂きたいなと思います。これは要望です。広報紙の関係とか、50周年記念の関係は大体分かりました。職員定数の関係ですけれども、今後の問題意識なんですね、ずっと改めてこの間からの廃棄物処理委員会の議論とか、この予算を見ていて、今まで確かに丸投げにならないように一部委託という形でやられて、それで大体100人を切るぐらいで安定させるという話だったから、それはケースバイケースで見てきた訳ですけれども、今後の特に折居清掃工場で云えば、包括委託ということになってくると、全面的にしかも委託をする提案の段階から民間企業が主要な部分を握るわけでしょ、そうすると恐らくこれがずっといって、また新たなその形が続いていった時には、あらゆるものがそういうふうになって来た時に、先ほどからおっしゃっていた企画管理型で、ここが要するに衛管が頭脳部分としてきちんと技術も管理運営上のチェックも出来る機能を持つということで進んできた訳ですけど、包括委託とかPFIで、一応、公設方式を取っておられるので、それは全部民間資金でやるよりはいいかなと思っていますけど、包括委託になってきた時に

は設計から管理運営まで全面的に委ねてしまう、それがずっと定着してしまった時には、先ほどからおっしゃっているような今まで言っていた企画管理型ということすら維持できなくなるのじゃないかなという危機感を持っているのですね、今年の予算の議論で予算の話やけど、项目的にはここで出てくるのは幾つかの項目だけの話になりますけれども、また個別のPFIの問題については、また後で質問をしますけれども、ここの従来の衛管でここで説明されてきた委託と、ここの衛管の頭脳部分の機能というのが崩れてしまうのじゃないかなというのは思うのですね。実際には全面委託になって、やっぱり現場の運転技術も分からないというふうになってきた時には、太刀打ちできなくなってしまうのですね。未だ今はそうじゃないですよ、未だやっぱり優秀なスタッフもいるし、いいと思いますが、それがずっと続いてきた時には、大変なことになるのじゃないかなという懸念がありますので、ちょっとその辺りは大変心配をしているところで、だからこれは引続きそういう視点で今後いろんな質疑をさせてもらおうと思っています。具体的に先程ちょっと僕の聞き方も悪かったのかもしれませんが、長谷山粗大ごみの処理施設それから折居清掃工場の更新の包括委託に伴って例えば今、92という数字が出ていますけど、これはどの辺まで具体的にイメージをされているのか、何人まで出ないけど例えば先程いろいろ委託状況のこととかも聞いていたら、折居なんかは31分の15でこれが全面的になってきた時には、そこで10数人とかいう感じで、20人30人の減員という部分になってくるのかなというふうに思うのですけれど、その辺りは現時点で衛管としては将来の人員体制、具体的には折居清掃工場が更新をした時の人員体制というのは、どれ位をイメージで持っておられるのか、概数で結構ですので教えて下さい。それから転廃業の助成基金の話は大体分かりました。後でまた沢工場のところで話を聞きますので今は結構です。それから入札の問題についても、ホームページでの公表の問題、現状は分かりました。随意契約とか特名とか、見積合わせというのはやっぱりかなり多くて、併せたら6割ですか、金額的に言うたらもっと大きくなるでしょ、恐らく。敢えて聞きませんが、こういう形での入札によらない方式というのは、入札は入札で問題があるのですけど、随意契約であるとか特名発注とかそういう部分は、元々衛管は多くて、これも大分前より改善したということは評価はしますけど、やっぱり業者との癒着を招きやすいところもあって、この10年ほど振り返ってみても、いろんなプラントメーカーの談合であるとか、公正取引委員会が強制捜査に入った企業とかもあつたりとかしていますし、もっと細かいところではいけばたくさんあると思うので、その辺りは基本的には方向性としては入札の透明性を高めていく、そこのところの考え方だけは確認をしておきたいなと思います。その点教えて下さい。それから指名停止の問題、せめて指名停止を行ったところですね、京都府とかでも指名停止があつてそれに順じてになるのかな衛管の場合は、京都府が指名停止をしていけば、ここの衛管での入札は準ずるといふ形になるのかな。そこのところがどういうふうになっているのか、そこの基準。それから企業名の公表はやっぱり指名停止をする場合やるべきですよ。構成市町の中でも、よく検索したら城陽のホームページにアクセスするのですけれど、結構、京都府とそれから城陽市とかでの指名停止の状況なんか分かりますけれど、やっぱり衛管も先程、最初のホームページの充実の問題とも係わりますけれど、やっぱりきちんとそこのところの情報公開をきちんとして欲しいなと思いますけど、その

点について今後の考え方を教えて下さい。それから公債費の関係は、これ確認ですけど、要するにここで現在高も償還額もちよっと上がっているけど、今後ずっと上っていくのではなく、ここがほぼピークということでもいいですね。それなら結構です。以上です。

○竹内啓雄専任副管理者 職員定数、今後100名前後という形でこれまでご報告してきたことにつきまして、今後どう考えるのかということにつきまして、お答えさせていただきます。確かに100名前後ということの説明し、又、これまでの議会で、しかしその100名が固定するものでなく、見直すところが未だあるだろうということで、その辺の修正の余地もあると、こういうことも答弁させて頂いていたと思うのですが、1つには100名という数字が出たことは事実でございますけれども、その100名を考える上にあたってですね、職員定数100名、今98名から今度92名になる訳ですけれども、それ以外に現在再任用職員という者を雇用しております。これは現在は29人ということで、2人で1人相当という形になってございますが、今後、定年制の延長の問題、新聞報道によりますと、中々平成25年度からは難しいと、再任用更なる拡大で、しかもフルタイムもというようなことも報道されておりますので、この辺のことが未だ流動的でございますが、そういった意味でいけば、この再任用職員がどのような形で今後、退職予定者が定年延長の中で正職員として、更に延長されるのか、あるいは再任用職員としてフルタイムという形で雇用していくというような仕組みになっていくのかということにも係っておりますので、そういった意味では定数が増加する要素として、そういう再任用職員なり、あるいは定年延長制度なり、あるいは再任用職員のフルタイム制度なり、そういったものも今後ございますので、その辺のことも含めながら100人の道筋については考えていくべきと今のところ思っております。それと今後につきましては、先程答弁させて頂きましたように、私自身も今の業務委託の形で、どんどんと委託が進んでいくということにつきましては、行政の管理責任を果す上でどうだと、あるいは職員の技術力を保持する上でどうなのかという危惧がないということには決してない。その点の心配については一定ございます。だからこそ、それであってもこのような形で効率的効果的な、且つ安心安全な施設運営を行うにあたって、いわゆるPFIではございませんが、PFI的な手法として公設で且つ期間は長期15年、20年に亘って包括的に民間の責任とリスクと共に長期に委託をすると、こういう形式が今、主流とまでいきませんけれども、一つの傾向になってございますし、また環境省においてもそういった契約として勧めておられますし、現に多くの自治体の施設でそういう方式が取られております。京都府におきましても下水道施設につきましては、殆んど民間委託でなされています。だからといって決して施設運営に問題があるとか、そういった安全性に問題があるとか、支障があるとか、そういったことについて問題は起こっておりません。ただ、PFI手法というのは平成11年度に出来ました制度ですので、その公設民営という形の最近の形態がございまして、今後今、他の自治体で行っておられる所もこの先10年、15年で、どういうふうにならっていくのかということも検証も併せてされておられます。従いまして私どももそうした検証も含めて、今後、特に折居清掃工場の施設管理運営のあり方につきまして、そういう問題点も含めて、いろんな調査をさせて頂

きたいと考えておりました、そういった中で、全体の組合としての組織規模なり、職員定数を考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいこのように思っております。

○**稲石義一事業部長** 契約の改善につきましてのご質問2問目でございますが、議員ご案内のように平成11年度当時でございますけれども、競争入札の件数が全体の6%ということでございました。一方、随意契約が94%ということでございましたので、これには問題があるという様々なご指摘を頂いた中で、平成12年度から可能な限り競争入札に移行できるように、様々な入札制度の改善を行ってきたところでございます。結果として平成22年度につきましては、競争入札が45%、随意契約が55%ということで、大きく改善が図られたところでございますが、この内容につきましても未だ足りないのではないかとこのご指摘もでございます。そういった中で契約の一層の透明性、及び競争性を高めていくと、その為の改善につきましては、不断の努力をさせて頂きたいとこのように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○**清水孝一総務課長** 指名停止の基準でございますが、京都府とはニアリになっていくところもございますが、全てが同じものではございません。私ども独自基準を持っておりますので、平成19年には談合等を中心としてそのことの指名停止期間等なりをはかってきたところであり、1ヶ月から最高1年まで停止期間を設けております。私どもで発注した業務で、例えば談合とか粗雑工事であるとか、そういうようなものが該当すると、かなり期間的は長くなります。地域的に離れていくほど期間が短くなります。そういう基準でございます。それと企業名の公表ですが、今管内で企業名を公表されておられるのは、宇治田原町と城陽市さん、この1市1町で公表されておられます。他の所は公表されておられないと確認はしているのですけれども、新聞等でそのことが事件等として報道されますと、そのことは社会的制裁であるというようなところと、管内で言いましたら、そういうふうなことがあると不利益等に繋がりがねないというようなところあって、公表はされておられない現状でございます。私どもも、そういう意味では今のところ公表ということまでは考えておりませんが、情報公開請求があれば当然そのことについては公表させて頂いております。

○**竹内啓雄専任副管理者** 先程の私の答弁で、職員の定数これまで100人前後というにしてお答えさせて頂きましたけれども、100人を少し切る程度というふうにお答えをさせて頂きます。

○**伊庭利夫業務課長** 先程、来年度のクリーンピア沢へのし尿の搬入量ですけれども、25,705キロリットルと申し上げましたけれども19,420キロリットルと訂正させて頂きます。

○**山本邦夫委員** 大体いいですけど、職員定数とそれから契約の関係で、PFI方式もいろいろと変遷があつて、今のところ大きな問題はないということですけど、

例えばPFIでも最初は資金調達から民間でという話があって、近江八幡の墓地とか病院とかで経営を途中で投げ捨てるみたいな事態になって、それでだから資金調達は民間でというのが方向転換があって、公設型がやや今増えてきているのかなと、それとて、10年、15年、20年というような包括契約の中で、未だ検証されていない訳で、未だごみ関係とかでも数十件ぐらいの事例しかないと思うのですよね、そういう意味ではそこに踏み込むこと自体のリスクというのはあるのじゃないかなと、それを踏まえた上で検討していかないとあかんかなと、今回、後でまたPFIの調査研究の予算も出ていますので、後で衛生費のところでも聞きますけれども、PFIそのものについては、ちょっといろいろ疑念を持っているところがあるということだけ述べておきます。それから入札の関係で、せめて指名停止の企業名は公表するのは当たり前なこと、情報公開請求されたら出しますよと、元々公開対象の情報でしょ、指名停止というのは、公開しなければ何のために、他にいろいろあってもその会社に対しての談合やそういった問題に対する喚起にならないので、別にそういうことをしなければ他の営業活動に影響しない。別に談合したところに対して何か公表して他の営業活動に影響するなんて、そんなこと考慮する必要はなくて、衛管はちゃんと公正な入札を担保するだけの手立てを取ればいい訳でしょ。別に談合した企業の利益を保障する必要はない訳でしょ。基本的な考え方が間違っていると思うのですけど。ここ数年間で見たって、宇治や井手とかそういった所の会社が、他の所で指名停止になっているとこだってある訳でしょ。そこが実際に随意契約とかでここにも入っている訳でしょ、そんなことは。そういう会社だってあるじゃないですか。別に特定の名前を上げる訳じゃないですけど、きちんと指名停止をしたらホームページ上で公開すると、誰でも見られるようにすると、衛管というのは、だから3市3町でも八幡でもここ八幡の中にありますけど、ここまで来て見るとかいうようなこと、もの凄く大変な訳でしょ、市民に開かれた衛管というのを目指すのであれば、当然最初の議事録もそうですけれど、衛管は何をやっているのかというのは、誰もが見られる形でアクセスできる形で情報提供するのが当たり前じゃないですか、そのところはもう一遍だけ、その上でなお考えないというのであれば、こっちも考えますけど。当たり前のことと違いますか。その点だけ答えて下さい。

○**稲石義一事業部長** ただ今のご指摘につきましては、構成市町の情報を十分収集させて頂きまして、検討させて頂くということにさせて頂きたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○**山本邦夫委員** 因みに言うときますけど、八幡も一覧の形で出してないですけど、指名停止をしたところは、ホームページで出てきますから今。その点だけは、構成市町の中で先程の話で云えば、宇治田原と城陽だけという話でしたけれど、八幡も未だ公開の程度に差はありますが、基本的には公開はしていますので、そこはよろしく。

○**島 宏樹委員** 概要書の21ページの工場運転民間委託の件で、1点だけお伺いしたいのです。業務委託をすることによりまして財政効果が非常に出るとということ

で、非常に良いと思うのですが、一つだけちょっと気になるのですが、エコ・ポート長谷山が23年度、拡大6人相当3千374万5千円。これ去年の予算書を見てみますと、23年度拡大30人になっていたのですね。今年6人で、金額も3千374万5千円。概要書の5ページに工場運転の委託料で幾つかここに上っている分が出ていますが、ごみ関係経費10番エコ・ポート長谷山の運転委託料がこちらでは1億92万円になっているのですね。去年の30人の拡大の時の9千934万5千円は、この委託の同じ数字が出ていたのですが、この辺りちょっとご説明願いたいと思うのですが。

○**浅田清晴施設部長** 概要書の5ページの関係なのですが、この金額につきましては、障害者の方、選別の関係で係わって頂いている方18人の方と、その指導員として一緒に働いている方もございまして、その合計で5ページに金額を書かせて頂いているのですが、21ページの附表の中の6人相当の分ですけれども、今年度から新たに委託拡大を致しました、その6名分として3千3,745千円ということで、記載をさせて頂いているということになります。ですから5ページの方は、今まで既に委託をしていた分も含めましての金額でございまして、21ページには、今年度から拡大した分の金額ですので、よろしくお願ひします。

○**島 宏樹委員** そうしましたら、23年度拡大と書いてあるのは、24年に訂正した方がいいのですか。その6人は。今年度は23年度からという意味ですか。昨年30人を拡大というのは、その23年度30人拡大と、去年の予算書には書いてあったのですが、その辺りの整合性だけ確認をしたいのです。

○**浅田清晴施設部長** 昨年度の30人、先ほども申しましたけれども、指導員の方が23年度は9名、それから送迎員が1名、障害者が18名なのですけれども、今年度からその内の6名が、23年度から6名が増えているということです。

11：30 休憩

11：34 再開

○**稲石義一事業部長** 工場運転の民間委託状況の記載方法につきまして、昨年度当初予算の時に記載致しましたエコ・ポート長谷山の30人相当の部分と、今年度24年度当初予算資料の6人相当との相違でございまして、行政改革に伴って新たに委託化を拡大した部分、その分のみに特化した記載方法に変更させて頂きましたので、ご理解願いたいと存じます。

○**島 宏樹委員** その件は理解しました。ただ、工場運転民間委託は、他のクリーンピアとか、折居とか他の部分は総量で書かれていると思うのです、新規の方だけじゃないと思うのですね、去年と同じ額。ですから、エコ・ポート長谷山に関しても、本来でしたら昨年と同様の表記をされた方が、全体像は見えるのじゃないかと思うのです、委託全体としまして。そこだけ、指摘をしておきたいのですが。

○**稲石義一事業部長** これは、附表の3の表書きのところに平成16年度以降の行政改革に伴ってさまざまな取組み内容を表示を致しております。20ページの下段で

ございますけれども、職員定数を平成13年度から24年度までに74名を減じて参ったと、こういうことでございます。それに変わるものとして委託化を図ってきたということで、次のページにそれぞれの委託化の状況を記載しておりまして、クリーンピア沢でございますと、今現在直営は4人でございますが、20年度に委託化をさせて頂いた時には、9人から5人相当を委託化したということでございますので、16年度以降の行政改革の取組みの成果としてそれを書き続けているということでございます。折居清掃工場につきましても、30人相当で直営運転していた部分につきまして21年度に15人相当を委託化しましたので、その分につきましては、その成果として累積でございますけれども、単年度として15人相当の分が効果として表れているという意味で表示をしているということでございますので、ご理解願いたいと存じます。

○**島 宏樹委員** ご説明の意味は分かっているのです。それでしたら、エコ・ポートも一応委託全体、去年30人でしたらその効果は出ていると思うので、同じように表記された方が分かり易いのじゃないかなと思うのですね、そこだけ。

11：36 休憩

11：39 再開

○**稲石義一事業部長** 島 委員からご指摘のエコ・ポート長谷山につきましても昨年度は30人という表示でございましたが、行政改革に伴っての数字ではございませんでしたので、今般6人相当ということに訂正をし、表示をさせて頂いたところでございますので、ご理解願いたいと存じます。

○**太田健司委員** 簡単で初歩的なことになるかもしれないのですが、1点だけお伺いしたいと思います。予算書の28ページの費目の利子の部分なのですが、一借の利子が14万8千円となっているのですが、1ページで3億円の借入となっているのですが、3億円を1年間借りた利子が一応最大で14万8千円とされているのか、それとも、もし違うとしたら、その積算根拠を教えてください。

○**杉崎雅俊財政課長** 太田委員の一借利子について、お答え致します。基本的には地方自治法の235条の3で、地方公共団体は一時的な収支の不足の時に一借できるという規定になっております。その一借利子を計上致しておりまして、平均的に分担金が毎月3億円入って参ります。それが一時的に資金が不足するというので、10日間借りるとして、利率1.8%14万8千円程度、緊急的に10日間不足するというので、想定しまして予算計上を致しております。実際には、平成2年以降は事例はございません。

[衛生費]

○**鷹野雅生委員** 予算概要27ページ、クリーン21長谷山隣接地のプラスチック製容器包装の資源化施設を付設した粗大ごみ処理施設を建設されます。これまでプラ

スチック容器包装は、燃やさないごみとして収集してきましたが、平成27年からプラ容器包装の分別収集とリサイクルが始まり、新分別が始まります。プラ容器包装の汚れた物は燃やすごみ、綺麗な物はリサイクルに回すということですが、今までプラ容器包装は燃やさないごみとして収集して、長年定着しているだけに、各市町でかなり市民の意識を改革していかなければいけないと思いますが、今後どのように市民に周知していかれるのか、お伺いします。もう1点は、3市3町でごみの分別方法も違うと思います。平成26年の試行に向けて、分別方法を足並みを揃えて取組んでいかなければいけないと思いますが、それぞれの市町で課題が出てくると思いますが、どのようにお考えですか。もう1点、燃えるごみが増えると予測されますが、どれ位の量が増えるのでしょうか。以上です。

○川島修啓施設課長 鷹野委員のご質問にお答え致します。今後、長年定着しておりますその他プラスチック製容器包装の分別収集が開始されますと、現段階での基本的な考え方としましては、可燃ということで協議を進めております。定例の構成市町担当課長会議がございますので、そちらの方で今後どのような形で3市3町足並み揃えて分別収集をしていくのかということについて協議をしていたのですけれども、基本的に施設整備については組合の方で鋭意推進することで、まとまりまして、今後、収集については構成市町担当課長が中心となって協議を頂くと、このような状況でございます。粗大・不燃ごみから可燃ごみに回る分ですけれども、一応平成30年度が施設の目標年度になっておりまして、その時点で可燃ごみに回る量と致しましては約2,500トンを予定を致しております。よろしくご理解お願いいたします。

○鷹野雅生委員 可燃ごみは増えるということですね。又、市町でごみの収集を計っていかねばならないということで、各市町それぞれ考えて市民の方に、自治会に出向いて行ったりとか、DVDを作って回るということをやって、そういう方向で市町にお任せするところが多いのでしょうか。それと後、ごみが増えるということで、雇用や人件費は変わってくるのでしょうか。それと収集車の台数は増やさないといけないのか。後、プラスチック容器包装の汚れた物は燃やすごみということで、汚れたごみ、燃やすごみを入れた車に又、燃えないリサイクルをするごみを入れられるのかということころは、どうなのでしょう。

○川島修啓施設課長 構成市町さんにお任せするのかということでございますけれども、基本的に収集の体制の問題もございまして、規模の問題もございまして、周知方法については今後、構成市町の中の担当の方で協議を進められるということでございます。衛管も排出基準を一定設けないと、基本的にその他プラ手選別になりますので、分別の処理のコストの問題とかも出てきますので、その辺はうちの方も統一した基準を作るということで、当然、中心は担当課長になりますけれども、衛管としても受入れ側として、会議の方には入らせて頂きます。それと収集車を併用できるのかということでございますが、基本的に袋に入れて排出をお願いしますということにしておりますので、その他プラが粗大ごみに入りますと一旦破袋機という機械を通して袋を破ってから手選別に入りますので、可燃ごみと同じ収集車

で収集を行っても問題はないと考えております。

○**浅田清晴施設部長** 今の収集車の関係で補足をしておきますけれども、問題ないと言いましたが、汚れた物がそのまま入りますと、今度の新施設は手選別になっております。今のエコ・ポート長谷山の方でもペットボトルとか、ビンとか、選別をいろいろ手選別でやっておりますが、そういった所に汚れの激しい生ごみが付着した物が入りますと、衛生面の問題もございまして、そこで作業をして頂く方に与える影響もございまして、その辺は市町さんと協議を進めながら、簡単に選別が安全に衛生的に出来るような形を組合としては訴えていきたいと考えております。

○**岡田久雄委員** 今の質問に関連するかも分かりませんが、更なるごみの減少を図っていくということで、各市町今、簡易な透明袋なんかで収集をされていると思うのですが、城南衛生管理組合に入ってくる3市3町に統一的な透明袋で収集をして頂くというような働き掛けというか、そういうものは考えておられるのか、お聞きしたい。

○**浅田清晴施設部長** ごみ袋の問題でございまして、組合も含めて管内統一した形ということでございまして、実は平成16年ぐらいから当時は、ごみ有料化研究会というものを担当課長と私ども組合とで結成しまして、そこでいろいろ協議を進めてきました。ただし、その過程におきまして現状ではごみの資源化も進み、それから住民の方々の分別、それと減量意識もされてきていますので、ごみもかなり中味が分別されてよくなってきているというようなこともございまして、そういう時代において、処理費用を上乗せしていいものか、どうかということが課題の一つとなりまして、途中からごみ減量化研究会に切り替え、その中で統一した指定袋の方に軸足を置いた形で検討できないかということで、協議を進めて参りました。そんな中でここに来て平成13年度から八幡市の方が透明指定袋という形でやられて、平成21年度1月から宇治田原町、それから22年の4月から井手町が、市販の袋を含めて透明袋または半透明袋で収集をしていこうということで始められています。もう一つ宇治市の方では、24年の10月から本格的に始められるということで、今、試行に入られたというところがございます。残る城陽市さんと、久御山町さんにおかれまして、24年度になんとかということで、具体的に検討に入られているということをお聞きしております。そういった形で統一こそ出来ていませんが、分別の適正排出ということで、透明袋化または半透明袋化ということで、進みつつあるところがございます。ただ、組合と致しましては袋が統一できたらいいのですけれども、そこまでには至ってないというところがございます。今後それは将来の検討課題ということで、また担当課長さんと協議を進めて参りたいと考えております。

○**西川博司委員** 2点お聞きします。一つは、工房ですけれども、概要書35ページに工房が開催されている訳ですけれども、エコフレンズさんへの手当はどの程度支払われているのか。又、1人1日当りの金額と、年間の予算どれ位見積もっておられるのか、お聞きします。二点目は、ガラス工房、衣服工房、自転車工房、それぞ

れ工夫を凝らして開催されておられまして、その点については不要な物或は少し傷んだ物を再生して利用すると、こういう点では大変いい取組みだと思っておりますけれども、もう少し、傘の工房というのは出来ないかなと、最近の傘すぐに骨が折れたりして、或は破れたりする訳ですけれども、昔は傘の修理屋さんが訪問してこられまして定期的に街角で修理というのか、そういう方がやっておられた訳ですけれども、最近はそのようなことは殆んどなくなっておりますし、殆んどというか完全になくなっている訳ですけれども、やはりこれ、金が掛かるというだけでなく、もったいないことですので、そういうことは修理という形で工房ということで実施するということはできないものか、その点についてお聞きします。以上2点お聞きします。

○西村憲司エコ・ポート長谷山所長 エコフレンズさんの手当につきましては、1日3,500円を支払っております。年間の予算にしますと417万6千円を24年度見ております。2問目の傘につきましては、技術的な面もございますので、今後、そういう工房ができるかどうか考えていきたいと考えています。

○西川博司委員 そうしたら、傘については今、提案させて頂いたのですぐには出ないと思いますので、検討して頂きたいと思います。それとエコフレンズさんへの支払、417万6千円ということで、これ歳入の方にも係ってくる訳ですけれども、関連するのでここで質問させて頂いて、ここで答えられなかったら歳入の方でもう1回質問させて頂きたいと思うのですけれども、概要書の13ページに主な資源化物と売払収入の状況ということで、工房衣服等については、23年度が60万1,250円。24年度が71万1千円ということで、拡充をしていくという積極的な方針だと思いますが、全体を考えると、費用がエコフレンズさんだけの手当の支払でいくと417万6千円で、収入が71万1千円ということで、費用対効果でいうと、費用が高いということになる訳ですけれども、これやはり循環型社会に近づけていくという積極的な考えで、費用対効果ということはある程度無視してやっていくという積極的な考えだと思うのですけれども、それについての考えを聞かせて頂きたいと思います。

○浅田清晴施設部長 エコフレンズさんの関係と、60万が71万になるという関係でございますが、西川議員も時々ご利用頂いております工房の衣服の売却益とかそういうものが入った金額でございます。この辺は実績に基づいた金額ということで、24年度につきましては約71万円の予算を計上させて頂いております。それに対してエコフレンズさんへの報償費417万6千円を予算化させて頂いている訳なのですけれども、その辺の費用対効果という部分でございます。エコフレンズさんの活動といいますと、組合での工房と、各市町さんのところに向いていって行く工房のお手伝いをして頂いております。年間にしますと、後ろの方の資料にも出てきますけれども、トータルで470回ほど工房を開催しているということでございます。その中でこのエコフレンズさんというのは、私ども城南衛管でいいますと、直接住民の方々と接して、そういうような事業をするというのは、唯一エコ・ポート長谷山の工房係だけなのです。その中でエコフレンズさんのボランティアスタッフの方に入って頂いて、いろんなリサイクルの手法を住民の方々に手ほどき

して頂いて、資源循環の輪を広めて頂いている重要な役割を担って頂いている訳なのですが、費用対効果の関係も重要なことではございますが、こういった住民との直接の関わりによって、リサイクルの輪を広げるという重要な役割もして頂いておりますので、その点ご理解を頂きたいと思います。それから先程ちょっと戻って申し訳ないですが、傘の関係ですが、以前は、先生おっしゃっていますように傘張替えというようなことで回っておられたように小さい頃の記憶にあります。今の時代、価格の関係もございまして、そういう形で傘の修理という工房を開いたとして、果たして住民の方々が来て頂けるのかなという問題もございます。その辺はいろんな方面から検討はして参りたいのですが、例えば布の部分だけですね、それを実際にその布で袋を作ったりとか、そういう工房をやられている所もありますので、そういった別の利用等も検討しながら進めて参りたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○西川博司委員 傘については実際に利用してもらえるか、どうかというのは難しいところがあると思いますし、技術的な面で解決しなければならないこともたくさんあると思いますので、引続き検討して頂きたいと思います。衣服ですが、費用対効果もあるけれども、やはりリサイクルという意味で、積極的にやっているということについては分かりますし、是非市民の方にも広く啓発をさせて頂きたいし、私達もやっていきたいと思います。それにしても中々長谷山に行き難いところありますし、それから実際にそれが開催されているか、どうかということがあまり市民の中に浸透していない、知られてないところがあると思います。その辺をどのように解決するかということが今までの課題だと思いますし、私も何回か質問もさせて頂いたのですが、各構成市町の施設を借りて開催するとか、その点では「ゆめりあうじ」でやっているということもあると思うのですが、もう少し積極的な開催、借りて頂くということも大事だと思います。その時も私の質問の答弁、或は打合せの中でも出ているのですが、城南衛管の独自施設だったら何日間かも置いておけると。ところが構成市町の施設を借りるとそういう訳にはいかないという困難な面もあると思うのです。その辺をどう解決していくかということで、何か考えがありましたらお聞きしたいと思います。それからもう一つ折居清掃工場、その施設を使うということについては、折居清掃工場の場合は衛管の施設の中では比較的都市部に近いということがあって、利用し易いので大いに活用すべきだと思いますので、その点も含めての答弁をお願いします。

○浅田清晴施設部長 予算概要等の資料には出ておりませんが、現在でも例えば構成市町の自治会とか、子供会それから婦人会とかそういった各種団体も含めまして、いろいろ要請がございまして、そういった所に出向きまして工房開催という形で、一緒にやらせて頂いているという所も最近では多く出ております。そういったところからも要請があれば積極的に工房と併せて参加をしていって、先ほども申し上げましたけれども、リサイクルの輪を広げていくというようなことで取り組んでおりますので、よろしくご理解頂きたいと思います。それから交通の便の関係もございまして、その辺は市町さんと相談しながら場を広げていくというふうを考えております。

○西川博司委員 そうしたら、そういう点で検討をお願い致します。それからもう一つ、費用対効果ということになると、はるかに及ばないのですけれど、それとは関係なくリサイクルを進めていくと、こういう点では分かる訳ですけれども、値段がやっぱり背広上下1セットで100円と、これがやっぱりあまりにも安いんじゃないかと、もう少し上げて良いんじゃないかと思うのですけれども、その点については意見として言うておきますので、今後検討をして下さい。

○山本邦夫委員 先ず概要の27ページで粗大ごみの更新施設の事業、これについて債務負担行為のところでも出ています、総額27億円あまりで24年度では3,200万ですか、3ヵ年の負担額おおよそで結構ですので、どれ位になるのか。それから処理施設の入札と契約が24年度の前半ということで、時期ですとかそれから入札方法ですね、一般競争入札なのか指名競争入札なのか、それが今回、今考えておられる入札方法について教えて下さい。それから概要書の25ページで折居清掃工場の更新事業、これについては24年度で上がっている項目は、環境影響評価、それから地質・測量調査、それからPFIの導入可能性調査ということですが、このそれぞれについて先ほどと同じく業者の選定方法、入札方法、時期について教えて下さい。その中で、先ず環境影響評価についてですけれども、これは先ず前半、後半に分かれていて24年度から27年度前半、それから28年度の末から31年度までの2つの時期に分かれていますけれども、後半の方は稼働後の事後調査ということになるのだと思うのですが、前半と後半ですね、それぞれの狙いや目的、その辺りを教えて下さい。又、前半と後半それぞれ同じ業者として、前半、後半を一括した一体のものとして入札を行うのか、どうか。または前半は前半、稼働後の調査は調査でやるのか、その辺りはどうなっているのでしょうか。それから今年度、23年度の5月に折居清掃工場の更新事業基本計画策定業務、先ほども朝、質問したやつ入札結果の中にもそのことが出ていたのですが、更新事業基本計画策定業務というので、387万円で落差を中外テクノス本社が広島にあるところですが、それが落札をしています。建設業界の新聞を見ますと、その時の入札が指名競争入札で6社で入札が行われたということですが、この指名競争業者の選定理由と、それから指名競争入札の参加企業について教えて下さい。同じくこの中外テクノスというのは23年度の入札の中で、ごみ処理基本計画の策定業務委託これが880万ほど、沢第2工場の解体撤去支援業務委託これが276万で落札している訳ですけれども、ところが22年度にはこの中外テクノスというのは、この入札結果の資料の中には受注実績は出てこないのですね、急に増えてて可笑しいのじゃないかというつもりもないですけれども、急にお付き合いが出てきたのかなと、その辺は中外テクノスの衛管における最近の受注実績というのはどういうものなのか教えて下さい。次に折居清掃工場更新関連のPFIの問題ですけれども、最初に聞きましたPFI導入可能性調査これについてはどういう、他の環境影響評価とか地質測量業務というのは大体分かるのですけれども、このPFI導入可能性調査というのはあんまり聞きなれないもので、何を調査をされるのかなというので、その調査の手法ですね、どういうことをやろうとするのか中味を教えて下さい。それから後、概要の29ページになりますけれども、沢第2工場の解体撤去工事、これ

は前にもお聞きしましたがけれども、撤去後の跡地利用の考え方とか方向性ですね、それはどういうふうにご考えておられるのか、地元との協議とか、そういったことは何か要望が出たりしているのか教えて下さい。それから次のページの附表10で、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の実績と推計ということですが、そもそもこれを見ますと、大体搬入実績と、洛南浄化センターへの投入は24年度からゼロということになってはいますが、搬入実績と浄化センターの投入量の差というのがクリーンピア沢での処理実績ということに大体一致するのかなと思うのですが、大体それが毎年5万5千キロリットル前後なのですね、この沢工場の設備能力とか、稼働率は今までどうだったのか、それから24年度以降では洛南浄化センターへの投入がなくなる訳で、一方で搬入量は毎年4,500キロリットルぐらい、だんだん減ってきているのですね、し尿と汚泥とで減り方がちょっと違いますけれども、いずれにしても4千から5千キロリットルぐらいが減少をしてるといふとなると、大体毎年の処理してる量が5万5千ですから、その10%までいかないけれども、数%、8%切るぐらいの量が少しずつ減ってくる訳ですよ。そうするとクリーンピア沢の今後のあり方というのは、一定の所では稼働率がうんと下がってくる時期が出てくるんじゃないかなと、一方で沢の今後の耐用年数がいつぐらいまでを見ておられるのか、その点を教えて下さい。それと関連して云えば、沢の稼働率が下がってくるのだと思うのですが、今は沢工場を稼働しないといけなんでしょうけれど、一定のところまで来た時点で洛南浄化センターへの投入で賄えるところも出てくるのではないかなと、その辺りちょっと先の話なのですが、50周年ということでちょっと大きい話で、今後の考え方を教えて下さい。それから最後に転廃業の助成金の関係で、午前中に聞き忘れたのですが、午前中の答弁ですと、転廃業の助成金で3,572万ぐらいですか補償額が、一方で今の1台の委託費が1,973万とか、2千万切るぐらいの数字だと思うのですが、その差というのは、委託をすれば2千万ほどですが、転廃業で補償する金額というのは3,500万ということで基金を積んでいるのです。その差はどういうふうにご考えたらいいのかなというので、その点を教えて下さい。

○竹内啓雄専任副管理者 私の方から山本委員のご質問の内、クリーンピア沢の跡地の問題と、し尿処理の将来の見通しと申しますか、それらについてお答えをさせていただきます。沢第2清掃工場の解体後の跡地利用の問題につきましては、昨年度の予算の審議の時におきましても、跡地利用につきましては長年この地にし尿処理場を設置して、そういう関係で地元への恩返しという意味で、出来れば八幡市民の皆様にも多目的なグラウンドとして使って頂けるような方法はないかと、こういうことを考えるということをご報告させて頂いております。そういう考えに基づいて具体的に今回、工場解体の経費を予算を見積もっておりますけれども、跡地につきましてはグラウンド整備等の費用は含まれておりません。これにつきましては一定グラウンドとして整備するに当たりまして、それなりの相当な経費も必要でございます。従いまして経費をどういった形で負担していくか、又、八幡市において、専ら八幡市の方で使って頂けるようになってどういふような財産上の取扱いができるか、或は市の方においてどれだけの経費負担が出来るか、そういったことも含めて協議をする中で、現時点において八幡市さんの方から、市の方で一定の経費負担をしてまで使用

しようという具体的な計画がないということでございましたので、引続き跡地の利用のことにつきましては、継続して整理をして、どういう活用が出来るかということ協議をしていくと、こういうことになってございます。それからし尿処理の今後の展望につきましては、委員ご指摘のように今後どんどん減って参ります。平成30年前後ぐらいには今の量の半分ぐらいになっていこうかと思っておりますし又、施設の適正な処理規模の問題もございますので、取りあえず京都府の流域下水道の方への投入は現在の処理施設で賄えない部分について、これまで投入をさせて頂いてきましたが、24年度以降は今の施設で十分処理出来る量になりましたので、投入は終了ということなのですけれども、いずれ、し尿処理施設をどうするかという問題がございますので、その辺につきましては今後の重要な課題として、そうした下水道の方への投入が出来るのか、出来ないのか。これは相手のあることでございますので、引続きその辺のことを検討し又、必要があれば京都府の方とも協議をしながら考えていきたいとこのように考えております。

○清水孝一総務課長 粗大ごみの関係の入札でございますが、一般競争入札で時期的には5月を考えております。契約もございまして臨時議会を開催してご同意頂きたく考えております。ただし、低入札となれば調査期間の必要も考えられますので、6月後半から7月ぐらいで臨時議会を開催をしたいと考えております。それと、折居清掃工場の基本計画の入札の関係でございますが、この選定理由は、コンサルタント登録業者中、技術職員数及び従業員数が100人以上の規模。それと直近5年間において他の公共団体にて、ごみ処理基本計画の策定業務の実績を有している業者で、11社を指名しております。それと、これにつきましては低入札になりましたので、実際に業務が出来るか、どうかという確約書を徴しております。それと同業者につきましては他の契約で、委員おっしゃるように沢第2工場の解体、それとごみ処理基本計画の策定業務がございました。これ3つとも、それぞれ低入札に係っております。沢2の解体につきましては調査の該当で実際に業務が出来るか、どうかというのを調査を致しました。又、ごみ処理基本計画につきましても、低入札に該当しまして、これも実際に業務が出来るか、どうかを確約書を徴しております。

○福西 博新折居清掃工場建設推進課長 予算概要25ページの折居清掃工場の更新事業の内、24年度の事業内容について、ご説明させていただきます。1つ目の環境影響評価、2つ目の地質調査・測量業務、3つ目のPFI導入可能性調査業務の入札につきましては、今のところ指名競争入札を考えています。時期につきましては、第一四半期の4月から6月で考えています。環境影響評価業務の業務内容ですが、京都府環境影響評価条例に基きまして、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、日照障害、景観等の予測・評価を行いまして、これを基に作成しました方法書・準備書において、住民の皆様のご意見や、京都府知事の意見を賜りながら、周辺環境の保全について適切な配慮を実施していきたいと考えております。24年度につきましては、地域住民の皆様に環境影響評価の内容説明を行ってほしいと思っております。それと、同時に更新事業基本計画の内容説明もです。続きまして地質測量についてでございますが、2点ありまして、測量につきましては当初の図面を基に改め

て測量を行うものです。地質調査につきましては、今考えています建設場所の土質の地盤が建築物の耐力に対して必要な基礎があるのかを調査を実施させていただきます。3つ目のPFI導入可能性調査につきましては、後の質問も加えまして説明させていただきますと、手法等につきましては、建設と建設後の運営を含めまして、経済性及び品質の高いサービスにおいて、一番適切である事業を検討したいと考えています。運営方針につきましては現状の直営と一部運転委託、先ほど言われておられました長期包括運営とかもあるのですけれども、総事業費を出しまして、それで一番効果的で経済的なのというところ診ていく調査を行いと考えております。続きまして、事後調査と最初の環境影響調査との関係ですが、事業者については別々の事業者を考えています。先ほど言いました環境影響評価につきましては、このような予測がありますよということを考えていくのですが、事後調査につきましては、実際工事が始まってから、新しい工場が稼働できてから、その環境影響評価の数値が範囲に収まっているかということを実際に調べなければならないということで、事後調査を行うということでございます。

○**清水孝一総務課長** 中外テクノスと急に契約が増えたということですが、3件の入札を、4月から5月に掛けて行っております。ごみ処理基本計画につきましては、4月6日。沢2の解体が5月の10日。折居の更新につきましては5月の11日と、4月、5月に入札をしているのですけれども、沢2の解体について調査を致しまして、その時落札額が低くなった経過を聞いているのですが、一括して当組合と、実際の契約は中外テクノスの関西支社で大阪市にあります、こちらに集中して人員の派遣もでき、人件費ですね、そういうものも含めて割とセットで動けるというふうなことから、かなり低い金額で落として参りましたということを調査の中で聞いております。

○**森内富雄クリーンピア沢所長** 先程ご質問を頂きました、クリーンピア沢の設計量、処理量、稼働率等についてご説明をさせていただきます。先ずクリーンピア沢の処理設計量でございますけれども、1日の処理量と致しまして115キロリットルとなっております。続きまして22年度の処理状況で申し上げますと、1日の処理量が約157キロリットルとなっております。稼働率で申し上げますと130数%になると思います。

○**伊庭利夫業務課長** 転廃助成の3千575万2千円と、年間委託料の差というのはどういうことかということですが、転廃助成金につきましては平成4年度の2トン車換算、2千92万8千円なのですけれども、それに営業保障、転業に必要とする期間所得保障、車両売却損の保障、従業員の保障及び退職金の保障等を試算して3千500万という形で積算された金額を毎年、平成4年度から単年度ごと消費者物価指数を、プラス時も、マイナス時もあるのですけれども、それを掛け合せていって毎年単価を出しております。それが平成24年度は、3千575万2千円ということで、2トン車の単価につきましては、平成4年度当時の2千92万8千円ということで変わりません。年間委託料の1千973万1千円につきましては、これにつきましては要するに転廃業の方には影響しない額ということになります。

○稲石義一事業部長 ただ今の転廃業の答弁で補足をさせていただきますけれども、平成4年当時、業者とこの助成金について協議をさせて頂いて、一定の算式を持っております。先程課長が申しましたように営業権の補償、所得補償、車両売却損の補償、従業員の補償等々でございますけれども、先ず1点目の営業権の補償の時には、先程の1年間の2千92万8千円という1台当りの委託料の額を引用いたしましてこれに利益率11.6%を掛けまして、それを当時の営業権を算定する場合の年利8%で割戻しますと営業補償が3千34万というのが出てきます。この算式において関係がございますだけで、その他は全く独自でそれぞれを積算しておりますので、ご理解願いたいと思います。

○山本邦夫委員 粗大ごみ処理施設の入札については分かりますが、5月、6月、7月ぐらいに又、臨時議会ということで、又それに向けて僕の方も調べさせていただきます。折居清掃工場の問題については、環境影響評価の話は概ね分かりましたが、この中外テクノスの話、僕もあんまりよく調べている訳じゃないのですが、たまたま調べていましたら、この業界もそうなので、いろんなことが調べたら出てくるのですが、例えば平成11年にダイオキシン類の測定分析で、11社が公正取引委員会から排除勧告が出されて、その中に入っているのですね、それから、インターネットで調べたのでよく分からないのですが、2004年には関西地区の環境測定業務で談合があって、公正取引委員会が立ち入り調査をして、それから2010年の城陽の指名停止業者の一覧のそこには、これ何でかは分かりませんが9ヶ月間かな、不正または不誠実な行為ということで、指名停止があって結構、指名停止とかそれに順ずる話があちこち出ていまして、じゃ、そういうとこを覗いたら残るのかというたら残らないような気もするので、何となく何だかむなしい質問になるのですが、一方で午前中のそのやり取りとの関係で云いますと、中外テクノスは衛管として指名停止をしたことはある、どの時点の時にやったのか、少なくとも僕がさっき言った3つの事例のうち、公正取引委員会の立入調査をしたのが、それで指名停止なるのか、どうか分かりませんが、1999年と2010年でその指名停止の措置はされているのかなと思います、その点は確認しておきたい。それから、さっきの話、よう分からへんのは、3つの仕事が、いずれも低価格入札に入ったと、それぞれは、それぞれで入札をしますよね、広島本社で関西支社に人を集中させて、一括で仕事をすれば衛管関係の仕事を、こっちも、こっちも、こっちもやって集中してやったら、確かに結果としては人件費とかが合理的にいけるというのはあるかもしれんけど、別にこれ衛管が3つを一括で仕事を出している訳じゃないでしょ。4月6日と5月10日と5月11日に入札やったかな、結果としては3つ衛管から仕事を取れたら、この際広島からこの期間は関西支社に人をたくさん送って、集中的に仕事をやって経費を浮かそうかと、それは会社の中の内部努力で儲けはる分はいいと思うけど、結果として、それが3つとも低価格入札なのでしょう。その最初の1つ目とか2つ目の時に、3つ仕事を取れる保証なんて何処にもないのに何でそんなことが可能なのかと、何か聞いていてちょっと衛管としての仕事の出し方は1本1本でしょ、で、向こうの方は何で低価格で出来るのやと聞いた時に、集中して仕事やりますわと、予め、何かもう仕事が集中して取れるのか前提で

やらないと、こんな3つとも出来ないじゃないですか、例えば4月6日のごみ処理基本計画はそうでないけど、5月10日に沢2を取って、5月11日に折居の更新計画でやっただ、結局はこれらが人を集中してこの3つ目にはうんと安くいけますわと、というようなことの説明なら分かりますけど、3つとも低価格入札で入っていてというのは、凡そ理解が出来ないのですけど、何かその辺は疑問に思わないですかね。それ以上のことは僕も言えないので。それと、この3つの件については、入札状況の分かる資料を提出をして頂けるでしょうか、お答え下さい。それから、PFIの可能性の調査というのは、今一つ何を調査するのかというのが、今一つよく分からない。わざわざコンサル会社に出して総事業費の枠の中で、何が最も効果的な方法なのかと、直営、一部委託それから包括委託とか、そういったことが検討されるんでしょうけど、何とでもなる調査じゃないんですかね、これは。もう少し具体的に過去他の事例でこういうようなものが調査をされている、恐らくPFIの調査というのは、PFIを導入する時には割りと基本的に普通に何処でもやっていることなのか、僕はちょっとそこは分からないんで、どういうところで、基本的にはPFIをやる時には、これを大体概ね何処でもやっているんだということであれば、ちょっとその辺の状況は教えて欲しいですし、近隣とか最近の事例で幾つか掴んでおられる事例があるのであれば教えて下さい。それから、沢第2工場の撤去の跡地の話は、未だ、要は八幡との話し合いはしているけど、具体的に費用負担の問題とか、具体的な形は未だ出てないけど、引続き協議ということの理解でよろしいですかね。それと、クリーンピア沢の今後の在り方、洛南浄化センターは比較的近い時期に増設をする計画というのはないのですかね、増設計画があればそこでの新たに今やっているものとの調整というのですか、再投入とかいうことも、再投入をせえと云っている訳でもないのですが、クリーンピア沢の今後の耐用年数との関係で15年や20年ぐらいは行けるかな、それで今の現有の施設を活かして、目一杯使って最終的には洛南浄化センターに移していくようなそういう絵を書けるのか、どうか。その時期によって八幡の方で話を聞いていると沢第2工場の跡地なんか中途半端な広さで、中々使い勝手もということもあって、その辺はそれならここ全体がいなくなるなら又、違う絵の書き方もあるのですけど、その辺の見通しというのですか、平成30年頃にはここでのクリーンピア沢での処理量は半減するだろうと、今後の重要な課題ということであるというの、僕もそう思うのですけど、いずれにしても広域との関係で、そこでどうするのかというのは、未だ全く何も考えておられないのか、それも一つの答えだと思いますけど、基本的には先程の稼働率が130ということでしたっけ、要するに能力を超えて処理をしているということかな、ちょっとその答弁の意味よく分からなかったのですけど、じゃ適正な稼働率を設定した時に、大体それはどれ位の量なのか分かれば教えて下さい。それから後、転廃業助成金の話で云うと、営業権の保障の関係で、2千90万掛ける利益率が、11.4で、年利率が8%というのは、これ20年前の話で、利益率が11%というのは今、普通の民間企業で11%の利益率というのは凄い利益率保障ですよ、大体薬とかそんなのが高いといわれても、8とかそれ位だと思いますけど、普通の会社というか、11%、利益率の計算、概念によるかもしれませんが、20年前に利益率11%、それから年利8%と、大体今、逆に公債費のところ年利8%の公債費やと、借換えせえへんのかと云われますでしょ。そういう数字

が何で今も見直されずにそのままなのか、そこのところは見直しの対象、この単価自身も一度引下げをされましたよね、確か。どの部分で下げたのかちょっと忘れてしまったけれど、こういうのは全く今後も見直さないでそのままいくつもりなのか、教えて下さい。

○竹内啓雄専任副管理者 中外テクノスの件でございますけれども、基本的には結果としてそうなったということございまして、何ら私ども関係は一切ないことを明言させて頂きたいと思いますが、企業において、そうしたら低い金額で入札される動機というものが、これは企業側にいろいろございましょうから、その企業側の入札の動機を我々が代弁する立場にございませぬので、我々はその企業が入札した価格で適正な業務の執行が出来るかどうか。それから一定の我々が決めた額以下であれば、低入札価格調査をやったり、いろいろ確認書を取ったりします。そのヒアリングの中で企業の方がそうしたスケールメリットを活かして、このような形で出来るんだと、こういう理由がありまして、そういう理由が、認められたということであれば、それを我々としては、こちらが発注した業務を責任を持って頂く、こういう判断をしたということでございます。それ以上のものでも、以下でもないということでございます。それから、沢第2工場の跡地の関係につきましては、先程、若干経過を申し上げましたが、とりあえずは、八幡市さんの方とだけということになしに、もう少し全体的な視点から、どんな活用方法が出来るのか、こういったことについて引続き検討をしていきたいと、このように思っておるところでございます。それから、し尿処理場の将来計画でございますけれども、今の施設が出来ましたのが平成8年でございますので、既にもう15年経ってございます。大体こういった施設は30年とかぐらいでございますので、後、15年ないし、20年ぐらいが一つの耐用年数だろうと思っております。ただ、流域下水道に投入するに当たって、いろいろ法律的な制約もございませぬ。流域下水道ですので、流域下水を構成している基本的には市町に分だけしか出来ないのかと。それであってもいろいろ工夫をしてやって、今もいろいろ工夫しながら何処からのし尿じゃなしに、これは、衛管に来たものだからお願いしますよというように、京都府との間の法的な壁はありますけれども、それを工夫をしながらお願いをしておるといようなことございませぬので、隣に下水があるからもう全部処理そっち1本で出来るんだと、そう中々簡単にはいかない、法律的な問題もございませぬし、流域下水道に入っておらない市町にとっては、こういう流域下水としての分担金をどうするのだとか、こういった難しい問題もございませぬけれども、いずれにしてもし尿はこれから増えることはありません。しかし一方でゼロになることも中々難しいと、そうした時にもう1度じゃ、20年後に今の施設をお金を掛けて建替えるのかと、或は又、下水道に何らかの形でもう一度別の視点から出来ないのかと、これはうちだけじゃなしに全国的な課題にもなっていますし又、それぞれ所管をしております環境省と、国交省との関係もいろいろございませぬので、そういう全体の中で私ども今年度、生活排水処理基本計画の改訂もございませぬので、将来見通しをはっきりと持って、施設の在り方について十分検討していきたいと、このよう思っております。

○稲石義一事業部長 転廃業の助成金の算出根拠についての2問目でございますけ

れども、平成4年当時に使用致しました利益率でございます11.6%と申しますのは、これは中小企業庁の中小企業の経営指針に掲載されました一般廃棄物業の売上高対経営利益率のことでございます。又、年利率の8%につきましても建設省直轄の公共事業施工に伴う補償基準、これの年利率を使用させて頂いたところでございますが、現在の経済情勢に見合うものなのか、その辺も調査を致しまして、もし変更の必要性が認められれば、業者との協議も含めまして、今後対応をさせて頂きたいと思っておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○福西 博新折居清掃工場建設推進課長 ご質問のありましたPFI導入可能性調査について、もう少し詳しくご説明させていただきます。どういう評価をするのかということの内容ですが、先ず、施設計画及び維持管理運営計画の作成。事業に掛かる法制度、税制助成の洗い出し、概略要求水準書の作成及び事業費の概算、事業形態、事業方針、事業期間の比較検討、リスク分担の検討、後は市場調査、最後に総事業費及びVFMの概算ということになっております。それとどういう所の自治体がやっているかということですが、昨年度の22年度に視察を行ないました中で7自治体中2自治体がPFI導入可能性調査をされています。その趣旨につきましては、簡単に云いますと、客観的な費用対効果の分析を住民に説明する必要があることから、こういう手法を採用することが、今の時代、最も有力な方法だということで、採用させて頂いております。

○清水孝一総務課長 先程入札結果について資料を求められましたが、それにつきましては、後日お渡しさせていただきます。

○森内富雄クリーンピア沢所長 先程ご質問のありました、設計処理量に対して、稼働率130%ということで、処理能力を超えて運転をしているのかというご質問でございますけれども、設計処理量の内訳でございますけれども、これはし尿が110キロリットル、浄化槽汚泥が5キロリットルで設計を致しております。率で申し上げますと、し尿が95%、浄化槽汚泥が5%という形で設計を致しておりますが、例えば24年度でご説明を致しますと、し尿が大体約半分程度、浄化槽汚泥がそこに60%程度の処理の割合になって参ります。従いまして、浄化槽汚泥の混入量が上がります結果、全体のし尿濃度が薄まっておりますので、設計処理能力以上の稼働率で運転が出来ているということでございます。よろしく申し上げます。

○山本邦夫委員 中外テクノスの話で言いますと、中外テクノスは衛管では1999年それから2010年、両方とも指名停止を掛けているかどうか、それだけ聞かせて下さい。それと後、受注した中でごみ処理基本計画ですね、これは構成市町3市3町でも、八幡もその見直しとかもしていましたが、今聞いて、手元に持っておられるかどうかあれなんです、構成3市3町の中で委託されているところに中外テクノスがどの程度関与しているのか、どうかとかいうのは、分かります。分からないければ僕又、調べますけど、結構、関西方面に出て来ておられるというような話もありますので、分かればその点は教えて下さい。それからPFIの問題については、この間、豊中伊丹とかそれから磐田市でも、このPFIの問題で視察に行きま

した。その感想も含めてですけど、今までの単体での工事なら工事の施設整備の入札かということと違って包括方式、設計から建設、運営というふうに一体で入札をして、契約するような形になると、事前のどういう設定をするのかによってかなり結果が左右されるのですね、だからPFIの難しい問題というのは例えば豊中伊丹なんかで言えば、こんな施設要らないだろうという部分が沢山ありましたね、小学校の恐らく4年生、衛管でもそうですけど環境学習で行って、そこで〇×クイズをやる設備があつたりとか、最初見た時は凄いのがあるなど、でもよく考えたらその分、全部経費に入ってきている訳で、古紙持ってきたらトイレットペーパー出来る、それも確かに見ていいんですけど、1台1千万の機械が入っていると、それだって恐らく最初の段階で環境学習を重視するということが強く出されていれば、そこが落としやすくなる訳ですね。磐田なんかに行ったら日立造船が他を蹴落として入り込む仕組みが作られていた訳ですよ、あれびっくりしましたけど、他の所やったら点数が1点か2点ぐらいしか、せいぜいつかないところが、マイナスの評点まで付いてしまって最高20点ぐらいの差、もっとあつたのかな、というようなことで、そういう方式を熟知している人間が札を入れれば、ほぼ落札が決まってしまう、そういうPFIの落とし穴というのは、そこにあると思うのですよね。そこは僕らが議論をしている以上に取りに来る企業もっと研究していますから、そのところの慎重さというのは、僕は大事だと思うし、そういう意味では事前のいろんな調査をする、それを又、その都度その都度議会に適宜、我々も分かるような形で是非、資料も出して頂きたいと又、こちらも勉強してやって、これは質問じゃないですけども要望としておきますけれども、未知数の問題なので、どうすればいいのか僕もよく分からないところがありますけれども、その点は要望としておきたいと思います。それから、クリーンピア沢の問題とか、洛南浄化センターの問題についても引続き又、いろいろこちら勉強しますので、又、研究したいと思います。それから転廃業助成金の話については、20年前の中小企業庁が示した利益率とか、当時の金利の状況、変更の必要性が認められればということですが、誰が見てもこれ、今、中小企業庁は例えば、そういうし尿収集の業界で今、どれ位の数字を出しておられるのか、もし持っておられれば教えてもらいたいですし、少なくとも金利が8%保障しますということは、衛管のここでも冒頭にありますが、市民の目線でみたいなことがよく言われて、時々僕違和感を持つ時もあるのですけど、住民感覚に沿った行財政改革とか言われていて、金利8%を保障しているのですというの、関係住民に理解されるのかというのは思うのですね、だから変更の必要性が認められればじゃなくって、変更すべきじゃないですかと僕は言っているのです、今後どうされるのか答えを聞かせて下さい。

○清水孝一総務課長　ごみ処理基本計画の関係で3市3町との関係ですけれども、現在、資料を持ち合わせておりませんので、ご理解を頂きたいと存じます。それと指名停止の関係ですが、委員おっしゃられるとおり、ダイオキシン類の測定分析業務を巡る談合で、公取から排除勧告が出ておまして、平成11年4月28日からその時7社排除勧告があり、その内の1社として、2ヶ月間の指名停止を致しております。又、その後、建設コンサルタント業務を巡る談合事件でこれも公取の方から排除勧告が出ております。これが同じ年の8月3日、この時はコンサル関係10社

を指名停止をしております、その内の1社です。なお、半年以内に同様の関係で指名停止をしていますので、指名停止期間を2倍にしております。それ以降について、この業者について指名停止はございません。

○**稲石義一事業部長** 転廃業の3問目のご質問でございますけれども、利益率の11.6%、現在の中小企業の経営利益率でどのような数字になっているかというのは、情報として持ち合わせておりませんので、調査させていただきたいと思います。なお、年利率8%で割り戻すと言いましたけれども、8%で割り戻して3千万になる訳で、現在の0.2%とか、0.05%とかで割り戻すと逆に大きくなってしまいますので、1億5千万とかになりますので、その辺も含めて調査させていただきたいということでございますので、ご理解頂きたいと存じます。

○**山本邦夫委員** もう1つだけでいいのかな。中外テクノスの指名停止の関係で、少なくとも僕も本格的に調べたのが3日前しか調べてないので、あれなのですが、城陽市が指名停止されているのは、これ何で指名停止されたか僕分らないので、あれですけども、例えば構成市町の中で指名停止を掛けているところが衛管では漏れている訳でしょ、2010年のやつなんかは。漏れている正当な根拠があれば、城陽市はこれで掛けているけど、衛管では掛けてないよという合理的な理由があれば別にいいですけど、朝の質問とも関連しますけど、これ要望にしときますけどその指名停止の取扱いとか、それから公表の基準とかいうことは、その指名停止の情報をどういうふうに収集するかという問題もありますけど、ちょっとその辺の在り方については研究をしてみて下さい。これは要望です。以上です。

○**島 宏樹委員** 一つだけ、概要書の29ページの沢第2清掃工場解体撤去工事なのですが、この事業費は合計で2億1千万、今年度1億2千万、25年度9千万と2カ年に分かれていますね。元々この解体の事業年度は、24年1年ではなかったかなと思うのですが、この当りの計画をちょっと確認をしたいと思うのです。

○**浅田清晴施設部長** 当初から、環境祭りの開催の関係もございまして、2年というふうにさせて頂いております。

○**島 宏樹委員** 今年度23年度もこの解体事業に要する経費を736万2千円計上されているんですね、その準備期間もあって私は、24年度で工事期間10ヶ月というように書いていましたから、終わるのかなと思っていたのですが、ちょっとその確認だけしたかったのもう一度よろしくお願ひします。

○**浅田清晴施設部長** 24年度で実質の工期として10ヶ月を見ておりますけれども、それを10月から実施するというので、2カ年ということ、それと一つの要因としては、これ全て単費でございますので、構成市町さんの分担金の平準化ということもありますので、2年というふうにさせて頂いております。

14:20 休憩

14:21 再開

○**浅田清晴施設部長** 申し訳ございません。23年度の資料には10ヶ月という形で24年度の中に収まっていたけれども、先ほども申しましたように、事業費の平準化と、それから環境祭りの関係ですね、例えば24年度の環境まつりを10月に開催します、それ以降に着工して来年25年度の10月までに完成するという予定で進めておりますので、こういう形になりました。よろしく願いいたします。

○**石田正博委員** 行財政改革で人件費の削減等の実績を上げられておられるのですが、その中において職員の方々の状況を見させて頂いて、今の社会情勢、そして民間との形を見て、どのような感想をお持ちなのかお聞かせ下さい。それともう1点、同じ職員の手当の関係なのですが、毎年予算化の中において時間外勤務そして休日勤務手当等この2つが、時間外ありき、みたいな形の予算取りをされているのですが、この辺は元々からそういう形の施策等、時間外を減らすとか、そういう手当を減らす等の施策は謳われていないのか、どうかお聞かせ下さい。

○**清水孝一総務課長** 時間外手当については、公務能率の一層の向上と、今現在週2日、水曜日と金曜日これをノー残業デーとして推進をして取り組んでいるところです。24年度予算につきましては、奥山リユースセンターと新折居工場の建設工事もあり、時間外が膨らんでいるところです。昨年度23年度と比較しますと、約470時間分、147万円ほど増額しています。後、休日勤務につきましては24時間工場が動いておりますので、例えばごみ焼却工場で申しますと、委託していますのは、夜間と土・日部分ですので、祝日の昼間の部分、8時30分から5時15分までの部分につきましては、職員が対応致しますので、どうしてもそこでは休日勤務手当が必要になって参ります。後、ワークライフバランスの重要性については十分認識はしておりますので、庁内だよりとか、所属長会議等を通じまして、今後も年次休暇の計画的な取得と共に時間外勤務の縮減に努めたいと考えておりますので、よろしくご理解願いたいと存じます。

○**稲石義一事業部長** 民間委託に関しますご質問にお答え致します。大変厳しい行財政の中で、民間に出来ることは民間にとということで、地方自治体においては行政改革を進められているところがございますけれども、当組合におきましても、民間に出来ることは民間にとということで、それぞれの工場運営につきましても委託化を推進しているところでございます。ただ先ほども総務費のところでお答えいたしましたように、民間委託するについて、丸投げの民間委託をすることなく、行政側がチェック出来るような機能の部分につきましては残していくということでやっておりまして、企画管理型組織及び、十分な安心安全な工場運営については全う出来ているのではないかとそういう評価を致しております。

○**石田正博委員** ちょっと私の質問と全然関係ないので、私、民間委託がどうのこうのというのは、何も思っていないので、私は推し進めるべきだと思っていますし、きっちりやられていると思っているのですが、要は、逆に言うと、今おられる職員の方々のこの給料の報酬というものを普通に見なされて、今の民間の世間相

場と考えてどのようにお考えですかということをお聞きしているのです。それと先程、時間外勤務と休日勤務のことをおっしゃったのですけれども、こういうことがあるから実績としてあげましたよというのは、それはよく分かるのです。ただ、逆に言うと、それを減らす為の施策というのはなかったのですかということをお聞きしているので、例えば勤務形態の変更なり、シフト変更なりの部分をやれば、何らかの形が出来るのじゃないかということをおっしゃっているので、施策がなかったのなら、ないで結構ですので、お答え下さい。

○竹内啓雄専任副管理者 現在組合の職員の賃金水準が民間と比較してどのように捉えているかというご趣旨だと思いますが、ご承知のように公務員の給与等につきましては、私ども組合独自に人事委員会というものがございませんが、国の人事院の勧告或は又、京都府の人事委員会の勧告等々民間の給料との比較において出された勧告に基づきまして、給与改定を実施したと、そういうふうになってございますので、制度の中において、民間の給与水準とリンクをした給与水準になってございます。ただ、非常に厳しい経済状況の中で又、いろいろな雇用形態が現実にはございます。私どもの組合のように公務員としてそして又、定年制60まで、そして常勤というような勤務条件が全ての民間の労働者にある訳ではございません。そういったことは十分認識しておりまして、それらに加えて今後とも組合職員の賃金の見直しについて、常にそういう意識を持ちながら組合の行財政改革を進めていきたいと、このように思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

【歳入全款】

○山本邦夫委員 1点だけ。先程説明のあった概要の14ページの雑入の発電収入のところ、9.7%の増収で933万の増収を見ておられるのですけれども、衛生費のところでも発電効率を上げるみたいな説明で、そちらで聞いてもよかったのですけれども、23年度は確か全体の電力供給の関係で、長谷山の稼働を集中させて発電量を増やす努力をされて、23年度自身も大分そこところは頑張られたんじゃないかなと思って、更にそこから発電効率を上げるというその中味ですよ。ちょっとその辺はどういうことなのか、教えて下さい。

○福井 均クリーン21長谷山所長 24年度発電収入が933万上がっている中味ですけれども、これについては、23年度については夏場の焼却量を増やしたことや、関電からの要請もありまして、発電効率を上げて金額も決算見込みでは増加しています。24年度につきましては、23年度の上げた中に灰溶融の停止効果が入っております。その効果として24年度については、その効果の増加分だけが上乘せになったということでございます。24年度は23年度と比べて処理量は減少しておりますけれども、灰溶融の効果として、発電量は減るのですけれども、使用量は減少しております。灰溶融の効果が増加によって、23年度計画した以上に灰溶融の効果があるという、発電量は減少しますが使用量はそれ以上に減ったと。灰

溶融は23年度に100の効果が出る計画をしておりましたが、実際は130だったと。24年度は、元々22年度から23年度になった時に灰溶融を停めています。23年度は停めることによってこれだけ効果が出ますよということで、売電量はアップしておりました。当初のアップ量より今年度はそれ以上に灰溶融効果がアップになったことがあります。要は、23年度は廃止効果が当初は、少なく見積もっていたと、逆に24年度はその分が増加したものです。

○浅田清晴施設部長 色々細かく説明し過ぎましたが、単純に申し上げますと、灰溶融は23年度から停めております。その予算と予算の差ですので、見込み違いと云いますか、見込みを上回った売電量が伴ったということで、プラスしています。その中にもう1点理由として、売電単価が1キロ当たり0.11円上がっています。そういうことも加味しまして予算上で約1千万増になってということでございます。よろしく申し上げます。

[総括]

なし。

[討論]

なし。

[採決]

全員一致で第4号議案について、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第1号

城南衛生管理組合専任副管理者の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合専任副管理者の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成24年2月16日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合専任副管理者の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合専任副管理者の退職手当に関する条例（昭和62年城南衛生管理組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「退職したとき又は任期が満了したとき」を「任期満了による退職その他の退職（以下「退職」という。）をしたとき」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その者の在職期間が6月未満であるときは、この限りでない。

第3条中「退職の日」を「退職をした日」に、「在職年数を乗じて得た額に、100分の350を」を「、在職期間1年につき、100分の315を」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、専任副管理者の在職期間に1年未満の端数がある場合又は在職期間が6月以上1年未満である場合における退職手当の額について準用する。この場合において、同項中「1年」とあるのは「1月」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特別職報酬等審議会の答申に鑑み、退職手当の算定について所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第2号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成24年2月16日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7級の項中「、理事又は会計管理者の職務を「若しくは理事の職務又はこれらの職務に相当する職務として規則で定める職務」に改め、同表6級の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1） 会計管理者の職務

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

職務の級を定める級別職務分類表について所要の整備を行うため、本案を提案するものであります。

議案第5号

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成24年3月28日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例（平成14年城南衛生管理組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「組合の処理施設（小動物焼却施設を除く。）に、それぞれ」を

「処理施設に、法第 21 条第 1 項の規定に基づき」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 17 条の規定の例による。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。